

蒲都市第3次障害者計画

【素案】

平成30年 月

蒲都市

※「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、字に対する印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、可能な限り「害」の字をひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や市の条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名称等については、「害」の字を使用しています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

なお、「障害児」との表記については、国の法令及び市の条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称等については、「害」の字を使用し、そのほかは、本市として一般的に用いている「発達支援の必要な児童」又は「児童」との表記の仕方を本計画でも使用しています。



目次

第1章 計画の背景と趣旨等	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	5
4 計画の対象者	6
第2章 障がい者等の現状と第2次計画の評価	7
1 本市の概況	8
2 人口・世帯数	8
3 産業	9
4 手帳所持者数	10
5 第2次計画の評価	11
第3章 計画対象者の意見・ニーズ	15
1 アンケート調査結果の概要	16
2 アンケート調査結果の要旨	18
3 インタビュー調査結果の概要	33
第4章 基本的な考え方と重点課題	47
1 計画の基本的な考え方	48
2 施策の体系	50
3 施策ごとの重点課題	51
4 障がい者数の推計	55

第5章 施策の推進	56
1 支え合いの促進と差別の解消	57
2 総合的な生活支援の充実	65
3 自立と社会参加の促進	77
第6章 計画の実施体制と達成状況の点検及び評価	89
1 計画の実施体制	90
2 点検及び評価の基本的な考え方	90
3 点検及び評価	91
4 点検及び評価結果の周知	91
【資料】	92
1 計画策定の経過	93
2 蒲郡市障害者自立支援協議会について	93

第1章 計画の背景と趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨

本市は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として、平成10年3月に「蒲郡市第1次障害者計画」（平成10～19年度）、平成20年3月に「蒲郡市第2次障害者計画」（平成20～29年度）を策定し、基本理念の『ノーマライゼーション』及び『リハビリテーション』、基本目標の『完全参加と平等』の実現に向けた施策を展開してきました。

この間、国では、国連総会において採択され、発効した国際条約「障害者権利条約」の批准に向けた主な国内法の整備等として、次のような法改正等が行われています。

【主な法改正等】

- 平成23年 障害者基本法の改正
- 平成24年 障害者総合支援法の制定
障害者虐待防止法の施行
- 平成25年 障害者優先調達推進法の施行
障害者雇用促進法の改正
- 平成26年 障害者権利条約の批准
- 平成28年 障害者差別解消法の施行
成年後見制度利用促進法の施行
発達障害者支援法の改正
障害者総合支援法・児童福祉法の改正

そして、今回、「蒲郡市第2次障害者計画」の改定時期にあたり、第2次計画の進捗状況を点検・評価し、課題を踏まえるとともに、国の法改正等の動向や上位計画である国の障害者基本計画、県の「あいち健康福祉ビジョン2020」の方向性を反映した「蒲郡市第3次障害者計画」（平成30年度～平成35年度）を策定します。

【国の法改正等の概要】

法律		概要
平成23年	障害者基本法の改正	<ul style="list-style-type: none">● 目的規定に共生社会の実現を規定● 障がい者の定義に「社会モデル」に基づく概念を規定● 障害者権利条約に基づく合理的配慮の概念を規定 等
24年	障害者総合支援法の制定	<ul style="list-style-type: none">● 基本理念に共生社会の実現を規定● 障がい者の範囲に難病等を追加● 障害支援区分を創設 等
	障害者虐待防止法の施行	<ul style="list-style-type: none">● 何人も障がい者を虐待してはならない旨を規定● 障がい者虐待の早期発見の努力義務を規定● 「市町村障害者虐待防止センター」の設置 等

	法律	概要
25年	障害者優先調達推進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体等に障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置に関する努力義務を規定
	障害者雇用促進法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱い禁止を規定 ● 合理的配慮の提供義務を規定 ● 法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を追加
26年	障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の固有の尊厳、個人の自律及び自立の尊重、差別されないこと、社会への参加と受容、人間の多様性及び人間性の一部として、障がい者の差異を尊重し受け入れること、機会の均等、施設及びサービスの利用を可能にすること、男女の平等、障がいのある児童の発達しつつある能力を尊重し、その権利を尊重することを一般原則とする条約に同意
28年	障害者差別解消法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ● 国・地方公共団体等、事業者における不当な差別的取扱いの禁止を法的義務として規定 ● 国・地方公共団体等における合理的配慮の提供を法的義務として規定（事業者は努力義務） ● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
	成年後見制度利用促進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の需要に応じた利用の促進 ● 地域において成年後見人等となる人材の確保 ● 国の基本計画を踏まえた市町村の「成年後見制度利用促進基本計画」策定
	発達障害者支援法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障がいの早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることに関する国及び地方公共団体の責務を規定 ● 定義について発達障がいがある者であって発達障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものと規定 ● 児童に発達障がいの疑いがある場合に、市町村は継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努める旨を規定
	障害者総合支援法・児童福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の望む地域生活の支援（自立生活援助・就労定着支援の新設等） ● 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応（重症心身障がい児等への居宅訪問型児童発達支援の新設、自治体における保健・医療・福祉等の連携に基づく医療的ケア児への適切な支援、自治体における障害児福祉計画の策定等） ● サービスの質の確保・向上に向けた環境整備（補装具の障がい児への貸与、都道府県によるサービス事業所の情報公表制度の創設等）

【障害者基本計画(第4次) 骨格案の「基本的な考え方」等】

● 基本理念

- ・ 障害者権利条約の理念
- ・ 障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の理念
- ・ 障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定める。

● 基本原則

- ・ 地域社会における共生等
- ・ 差別の禁止
- ・ 国際的協調

● 各分野に共通する横断的視点

- (1) 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保・差別の禁止
- (2) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- (6) P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

● 施策の円滑な推進

- (1) 連携・協力の確保
- (2) 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

● 各分野における障害者施策の基本的な方向

- (1) 安全・安心な生活環境の整備
- (2) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- (3) 防災、防犯等の推進
- (4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- (5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- (6) 保健・医療の推進
- (7) 行政等における配慮の充実
- (8) 雇用・就業、経済的自立の支援
- (9) 教育の振興
- (10) 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- (11) 国際協力の推進

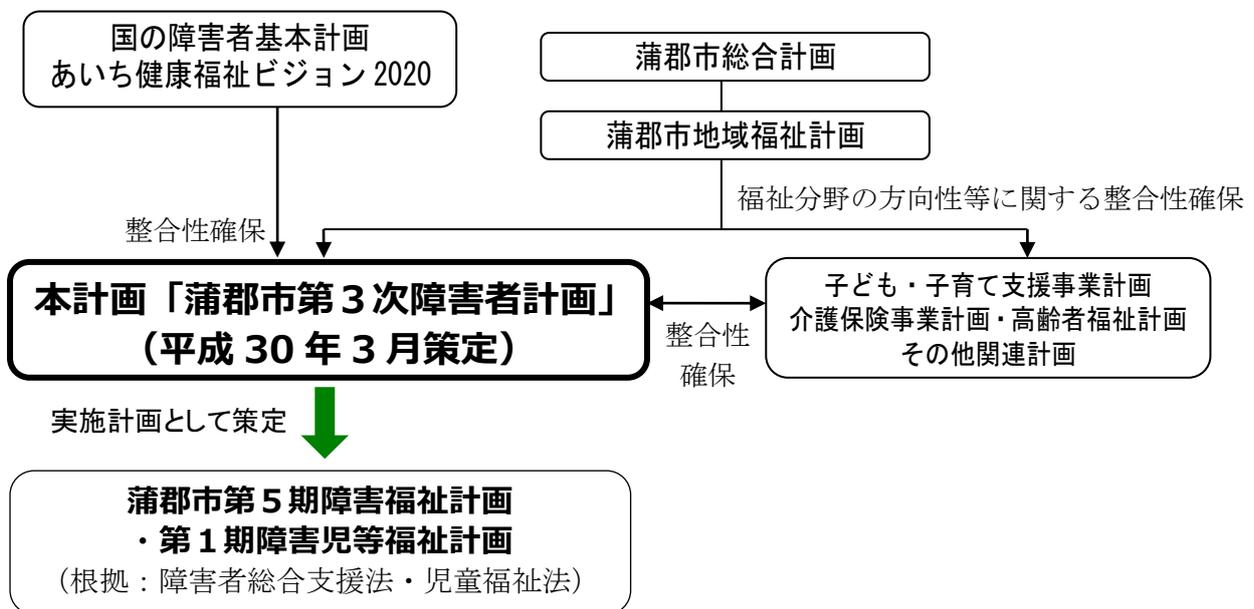
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけられ、国の障害者基本計画、県の「あいち健康福祉ビジョン2020」を上位計画として、その方向性との整合を図りつつ策定するものです。

また、本計画の実施計画である障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく「蒲郡市第5期障害福祉計画・第1期障害児等福祉計画」とともに、障がい者や発達支援を必要とする児童への施策を総合的に推進するものです。

さらに、市の上位・関連計画である総合計画や地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、介護保険事業計画・高齢者福祉計画等との整合性にも配慮します。

図表 1 本計画の基本理念と位置づけ



3 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成35年度までの6か年を期間とします。

図表 2 計画の期間の考え方

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
第四次総合計画（平成23～32年度）						第五次総合計画		
第2次障害者計画 （平成20～29年度）			第3次障害者計画 （平成30～35年度）					
第4期障害福祉計画 （平成27～29年度）			第5期障害福祉計画・ 第1期障害児等福祉計画 （平成30～32年度）			第6期障害福祉計画・ 第2期障害児等福祉計画 （平成33～35年度）		

4 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法第2条に基づく対象者とします。

【障害者基本法】

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第2章 障がい者等の現状と

第2次計画の評価

1 本市の概況

蒲郡市は名古屋からおおむね 50 k m 圏内で大都市圏の一翼を成しています。

また、本市は大都市圏の中では海・山の自然が豊かで、三河湾沿岸に快適に暮らすことができる市街地を形成するとともに、古くから漁港が開け、海の玄関口である蒲郡港を有しています。

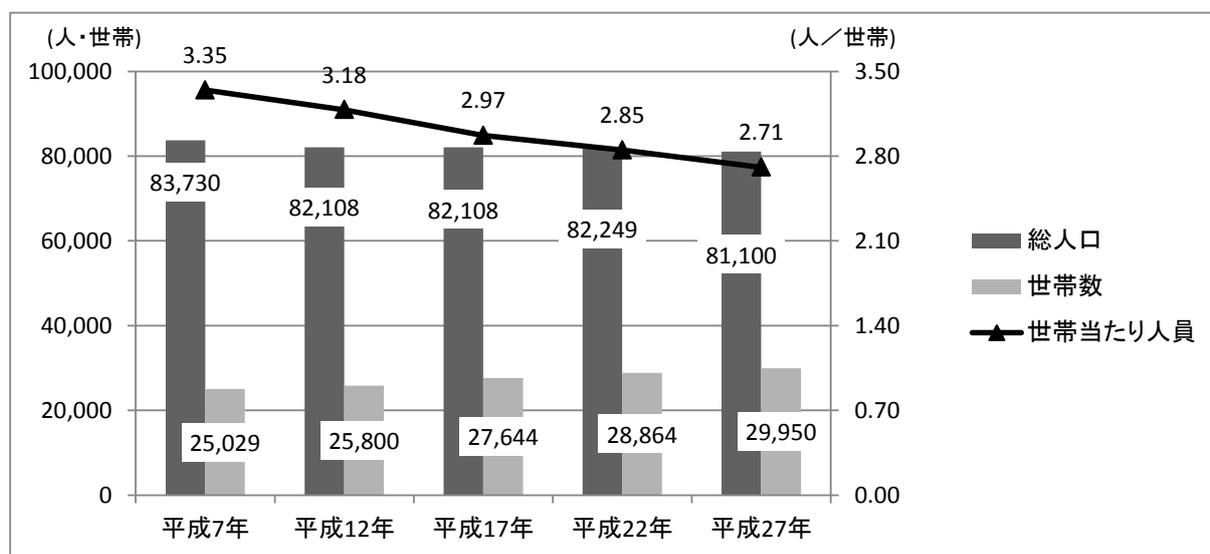
このような恵まれた位置的条件や自然を背景として、産業面については農林漁業から工業、商業、観光までの多様な事業が営まれているという特徴があります。

2 人口・世帯数

総人口は、平成 27 年の国勢調査人口が 81,100 人とおおむね減少傾向となっています。

一方、平成 27 年の総世帯数は 29,950 世帯と一貫して増加している一方、世帯当たり人員は一貫して減少しており、平成 27 年は 2.71 人まで世帯の小規模化が進んでいます。

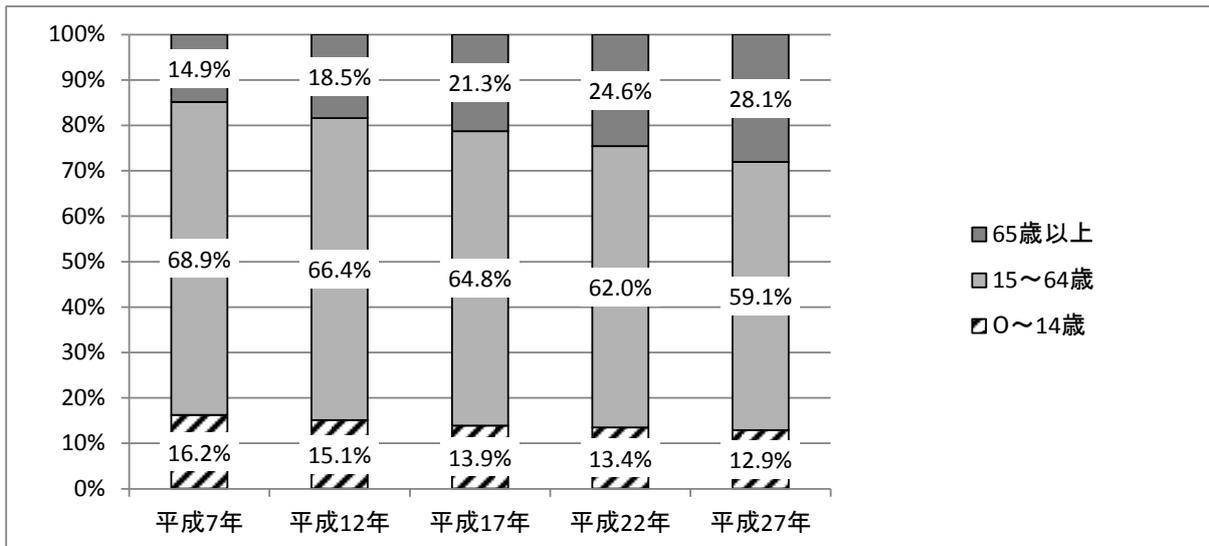
図表 3 人口・世帯数等の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

年齢 3 区分別人口は、0～14 歳及び 15～64 歳の比率が低下している一方、65 歳以上の高齢化率は、平成 27 年で 28.1%まで上昇しており、少子高齢化が進行しています。

図表 4 年齢3区分別比率の推移



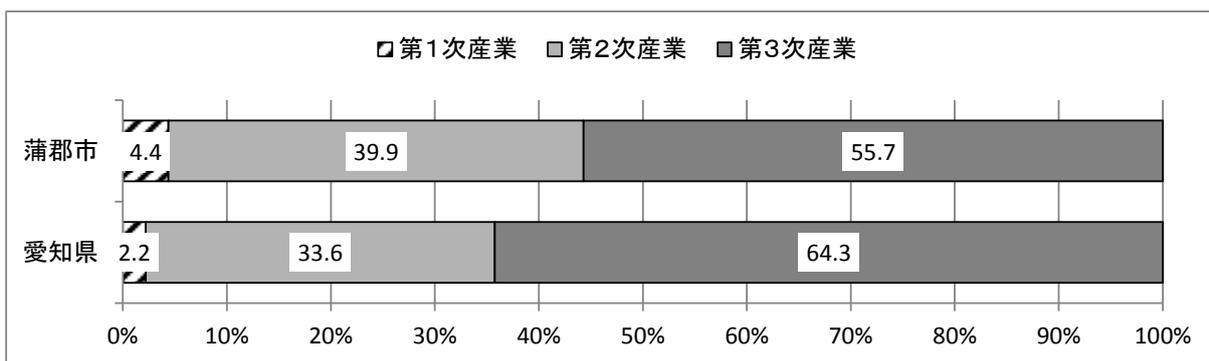
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

3 産業

平成 27 年の国勢調査に基づく就業者は 41,182 人となっており、農業等の第 1 次産業が 4.4%、製造業等の第 2 次産業が 39.9%、卸売・小売業や飲食店・宿泊業等の第 3 次産業が 55.7%を占めています。

愛知県との比較では、第 2 次産業の比率が高く、第 3 次産業の比率が低くなっています。

図表 5 産業（3部門）別就業者比率の比較



資料：国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日）

4 手帳所持者数

平成 29 年 4 月 1 日現在、身体障害者手帳所持者が 2,985 人、療育手帳所持者が 612 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 602 人となっており、総人口の 5.21%が手帳所持者という状況です。

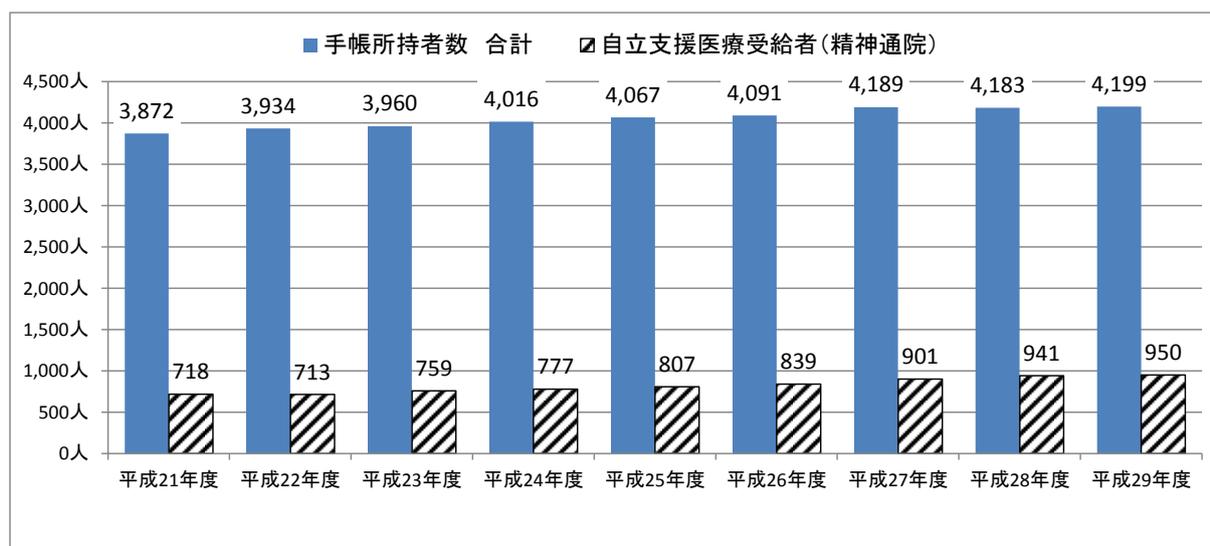
手帳所持者数の伸びについては、精神障害者保健福祉手帳所持者が平成 21 年度比 58.42%増と、他の手帳と比べて高い伸びを示しています。

図表 6 手帳所持者数

手帳の種類	平成 21 年度	→	平成 29 年度	21→29 年伸び率
身体障害者手帳所持者 (総人口比)	2,954 (3.53%)	→	2,985 (3.70%)	1.05% —
療育手帳所持者 (総人口比)	538 (0.64%)	→	612 (0.76%)	13.75% —
精神障害者保健福祉手帳所持者 (総人口比)	380 (0.45%)	→	602 (0.75%)	58.42% —
手帳所持者 合計 (総人口比)	3,872 (4.62%)	→	4,199 (5.21%)	8.45% —
【参考】総人口	83,728	→	80,634	▲3.70%

資料：担当課資料（各年 4 月 1 日現在）、住民基本台帳及び外国人登録人口（各年 4 月 1 日現在）

図表 7 手帳所持者数



5 第2次計画の評価

本計画の策定にあたり、「蒲郡市第2次障害者計画」（平成20～29年度）について、市の担当課や蒲郡市社会福祉協議会において各事業等の実施状況を評価しました。

評価結果は、次のとおりです。

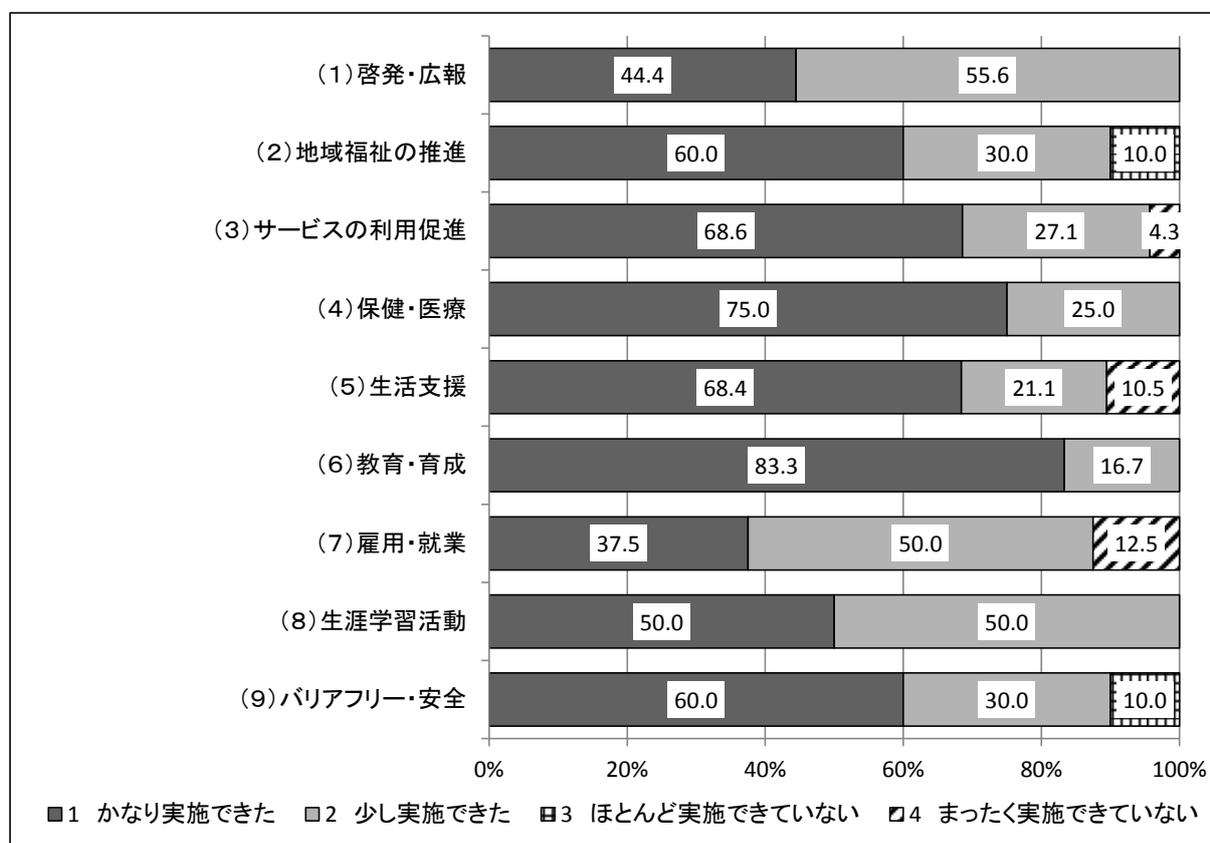
(1) 分野別 事業等の評価

“(1) 啓発・広報”から“(9) バリアフリー・安全・安心”まで、第2次計画の9の分野別に、事業等の進捗状況を評価したところ、“(6) 教育・育成”については、「1 かなり実施できた」と評価した事業等が83.3%と最も高く、児童通所支援や発達に関する個別相談、保育士の資質向上等の取り組みについて、実施状況を高く評価しました。

また、“(4) 保健・医療”も同回答が75.0%と比較的高く、乳幼児健康診査の充実、家庭訪問事業の実施等の取り組みについて、実施状況を高く評価しました。

一方、“(7) 雇用・就業”は「1 かなり実施できた」と評価した事業等が4割に満たない(37.5%)となっており、この結果には、制度はあるものの実績がほとんどない事業(知的障害者職親委託制度の推進)が含まれていることも影響しています。

図表 8 分野別 事業等の評価



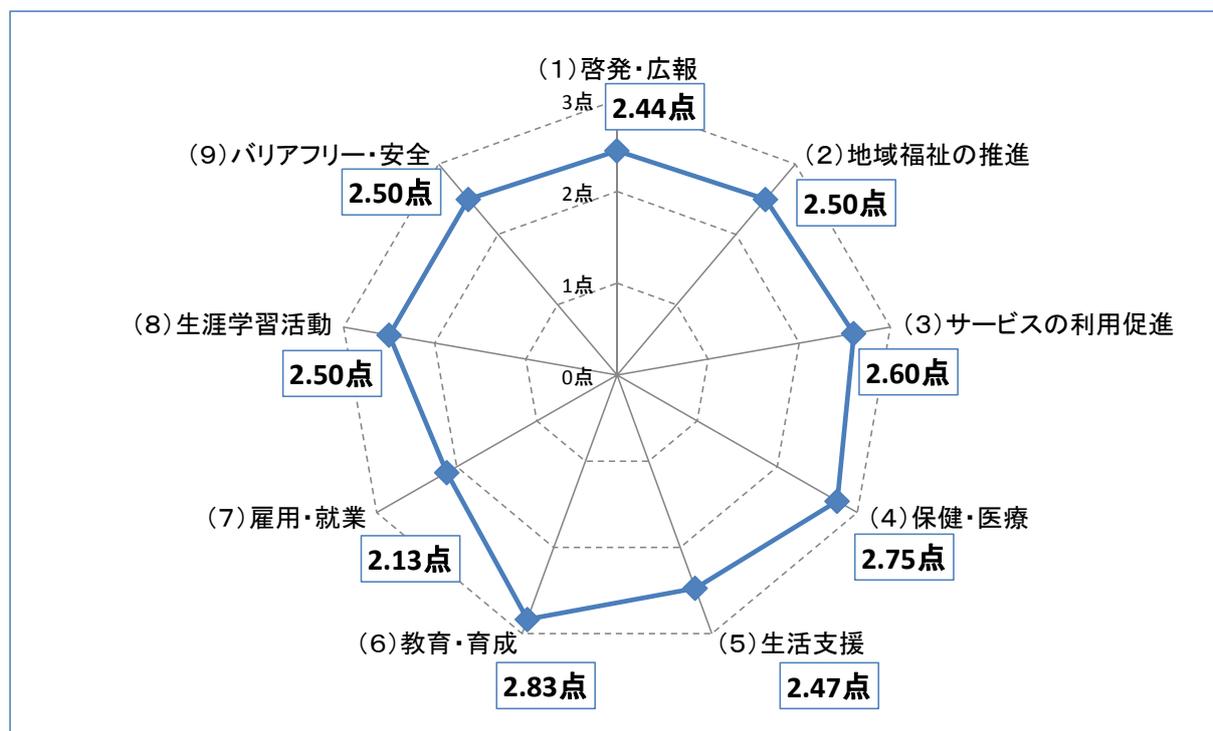
図表 9 評価基準

評価	基準
1 かなり実施できた	第2次計画(20～29年度)の実施内容・方針は、ほぼ実施・実現できている
2 少し実施できた	第2次計画(20～29年度)の実施内容・方針は、一部は実施・実現できている。実施内容・方針は若干異なるが実施・実現している。
3 ほとんど実施できていない	第2次計画(20～29年度)の実施内容・方針は、ほとんど実施・実現できていない。
4 まったく実施できていない	第2次計画(20～29年度)の実施内容・方針に基づく事業等は実施できていない。

各事業等の4段階評価を点数化し、9の分野別に平均点を算出したところ、“(6)教育・育成”(2.83点)が最も高く、次いで“(4)保健・医療”(2.75点)と、これらの実施状況が比較的高い評価点となっています。

一方、“(7)雇用・就業”(2.13点)は、前述の理由等により比較的低い評価点となっています。

図表 10 分野別 事業等の評価の平均点



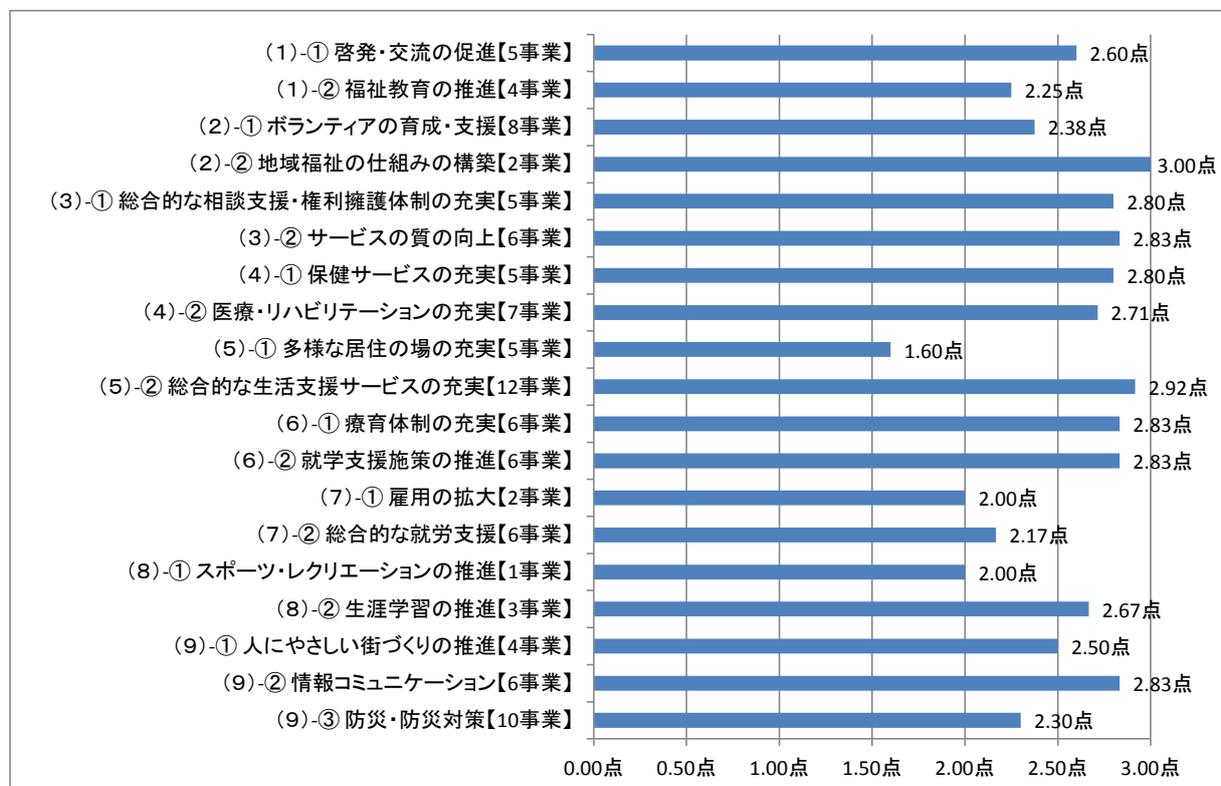
図表 11 点数化の基準

評価	点数
1 かなり実施できた	3点
2 少し実施できた	2点
3 ほとんど実施できていない	1点
4 まったく実施できていない	0点

(2) 施策別 事業等評価

各事業等の4段階評価を点数化し、施策別に平均点を算出したところ、“(2) -② 地域福祉の仕組みの構築【2事業】”(3.00点)、“(5) -② 総合的な生活支援サービスの充実【12事業】”(2.92点)等が比較的高い評価点となっている一方、“(5) -① 多様な居住の場の充実【5事業】”(1.60点)は、賃貸住宅入居等に関する支援の取り組みや関連制度の周知について「4 まったく実施できていない」と比較的低い評価点となっており、“(7) -① 雇用の拡大【2事業】”(2.00点)や“(8) -① スポーツ・レクリエーションの推進【1事業】”(2.00点)も「1 かなり実施できた」と評価した事業等が見られません。

図表 12 分野別 事業等の評価の平均点



(3) 基本目標別 数値目標の達成状況

第2次計画の3つの基本目標別に設定した数値目標の達成状況は、次のとおりです。

「蒲郡市地域福祉計画」の策定、蒲郡市障害者自立支援協議会におけるサービス評価手法の検討、障害福祉計画の成果目標である一般就労移行者数（年間）（福祉施設を退所し一般就労した者）等については目標値を達成している一方、自治会や町内会等のつきあいをしている障がい者の割合は、第2次計画策定時の割合からおおむね横ばいという状況です。

図表 13 基本目標1 障害に対する正しい理解を広めるために

項目	第2次計画策定時		目標値		実績値	
自治会や町内会等のつきあいをしている障がい者の割合	14.6%	平成18年度	左記数値の増加	平成24年度	14.5%※	平成28年度
蒲郡市地域福祉計画の策定	未策定	平成19年度	策定	平成22年度	第1期計画策定	平成22年度

※最近1年間で、あなたが参加した地域の行事や活動について「自治会活動・祭りなど地域の行事」と回答した割合（平成28年度蒲郡市第3次障害者計画策定のためのアンケート調査）

図表 14 基本目標2 安心して暮らせるために

項目	第2次計画策定時		目標値		実績値	
蒲郡市障害者自立支援協議会におけるサービス評価手法の検討	未実施	平成18年度	検討会開催	平成23年度	全体会議開催	平成23年度
福祉施設入所者の地域生活への移行（福祉施設からグループホーム、ケアホーム等へ移行する人の数）	5人	平成18年度	12人	～平成23年度	11人	～平成22年度
退院可能な精神障がい者の地域生活への移行	10人	平成18年度	10人	～平成24年度	18人	～平成22年度

図表 15 基本目標2 自立と社会参加を促進するために

項目	第2次計画策定時		目標値		実績値	
一般就労移行者数（年間）（福祉施設を退所し一般就労した者）	2人	平成17年度	5人（2.5倍）	平成23年度	6人（3.0倍）	平成22年度

第3章 計画対象者の意見・ニーズ

1 アンケート調査結果の概要

アンケート調査は、本計画の策定の基礎資料とすることを目的に、平成28年度及び平成29年度に実施しました。

図表 16 アンケート調査の概要

種類	調査対象	調査方法	調査時期
手帳所持者等調査	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、児童（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業利用者等） 合計 2,000 人	郵送法	平成 28 年 10 月～11 月
難病患者調査	在宅療養中の難病患者（家族を含む）	豊川保健所窓口での記述形式	平成 29 年

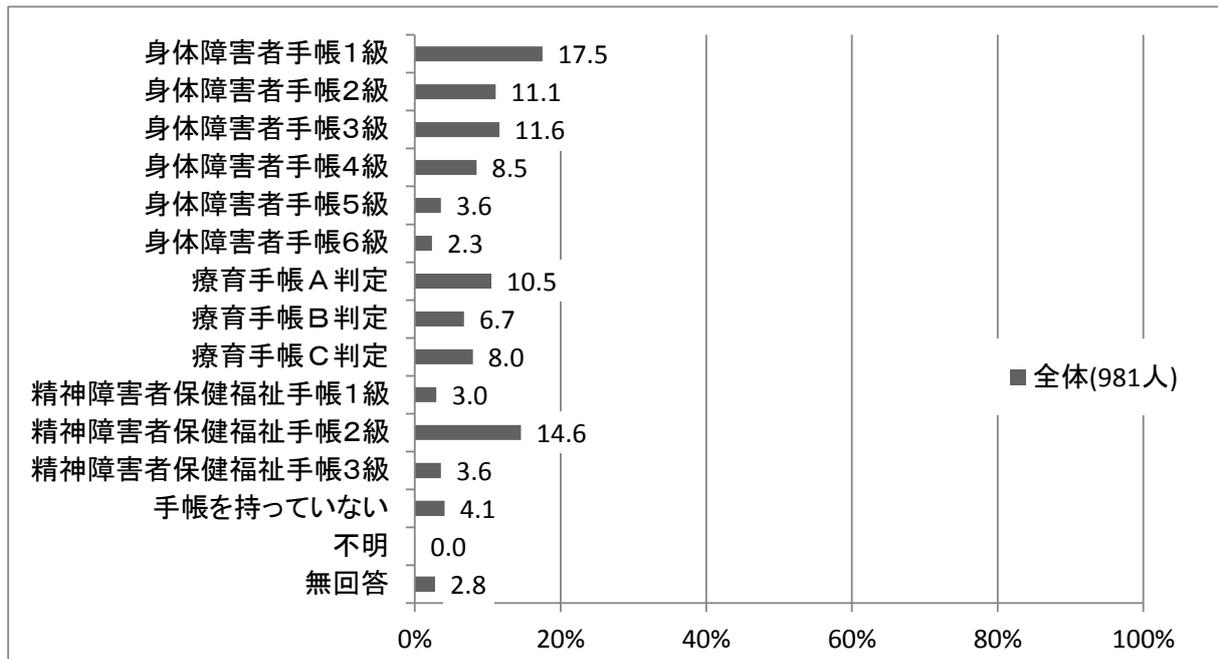
図表 17 アンケート調査の回収結果

種類	有効回収数	有効回収率	備考
手帳所持者等調査	981	49.1%	前回の平成 26 年 9 月に実施した調査の有効回収率 47.5%
難病患者調査	36	—	豊川保健所窓口に来庁された対象者の全数は把握できないため、有効回収率は不明

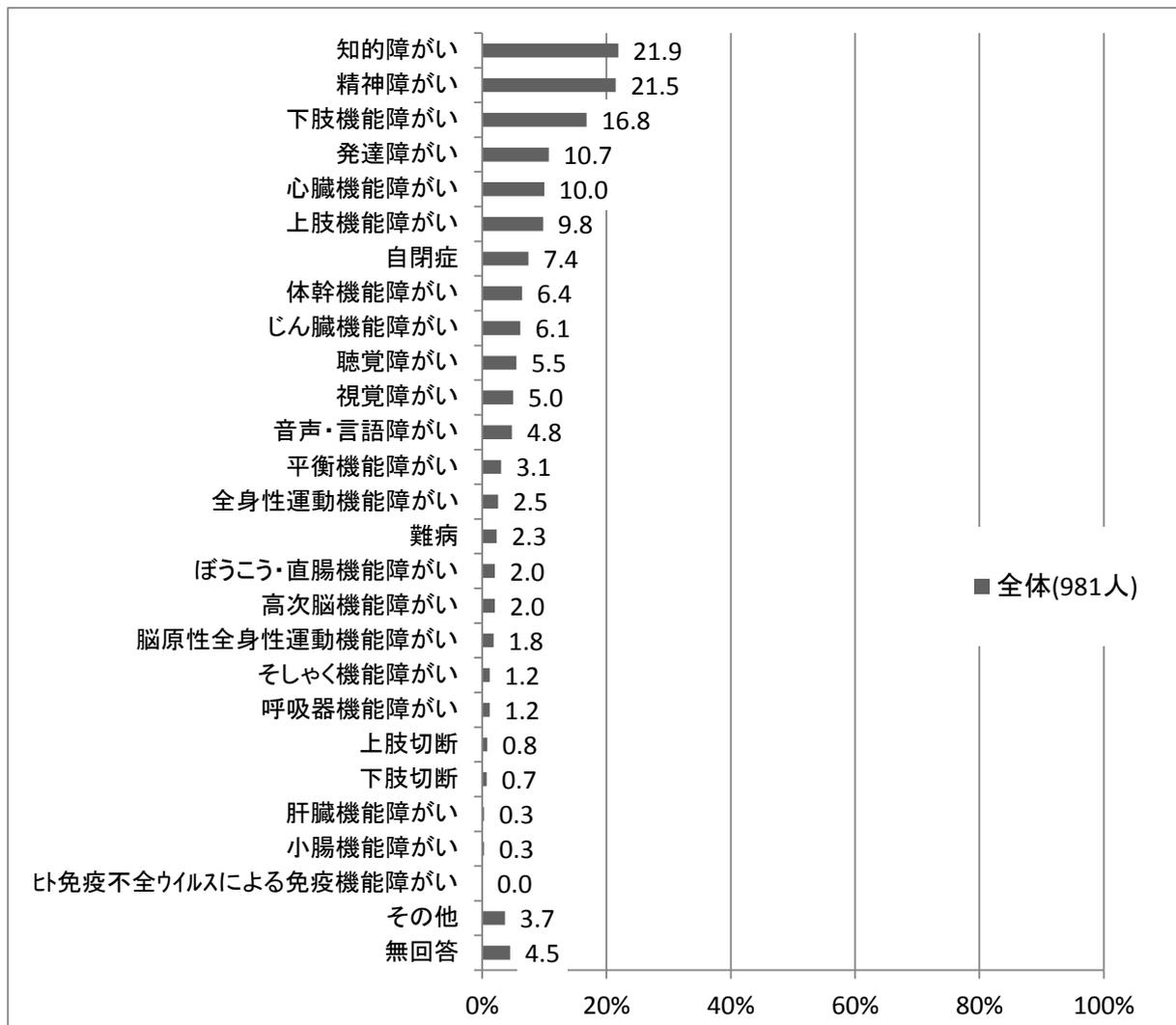
手帳所持者等調査では、回答者の手帳の等級・種別は、身体障害者手帳 1 級の 172 人（17.5%）をはじめ、身体障害者手帳を保持する方が 54.5% と最も多くなっています。回答者の障がいの種類では、知的障がいが 215 人（21.9%）と精神障がいの 211 人（21.5%）が上位 2 つとなっています。

難病患者調査では、回答者の疾患は、潰瘍性大腸炎（7 人）、全身性エリテマトーデス（5 人）、パーキンソン病（3 人）等となっています。

図表 18 回答者の手帳の等級や判定（複数回答）【手帳所持者等調査】



図表 19 回答者の障がいの種類（複数回答）【手帳所持者等調査】



図表 20 回答者の疾患の種類【難病患者調査】

● 潰瘍性大腸炎 7人	● 強直性脊椎炎
● 全身性エリテマトーデス 5人	● 再発性多発軟骨炎
● パーキンソン病 3人	● サルコイドーシス（腎）
● 自己免疫性肝炎 2人	● シェーグレン症候群
● 先天性副腎皮質酵素欠損症 2人	● 重症筋無力症
● 特発性大腿骨頭壊死症 2人	● 成人スチル病
● 特発性間質性肺炎 2人	● 大脳皮質基底核変性症
● 1 g G 4 関連疾患	● 特発性血小板減少性紫斑病
● 下垂体前葉機能低下症	● 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
● クローン病	

2 アンケート調査結果の要旨

（1）本市の障がい者施策全般の満足度と今後の重要度【手帳所持者等調査】

本市の障がい者施策全般の満足度と今後の重要度を見ると、“保健サービス”は、満足度（満足とやや満足を合わせた割合）が63.4%と、21施策の中で満足度が最上位となっています。

次いで、“行政機関の窓口などでの配慮や障がいへの職員の理解”の満足度が61.3%と続いており、同施策は今後の重要度が76.1%と最上位で、満足度も今後の重要度も高い施策となっています。

一方、“雇用の拡大”の満足度は24.8%と最も低く、“総合的な就労支援”の満足度は33.7%と“雇用の拡大”に次ぐ低さで、雇用や就労に関する施策において満足度が低くなっています。

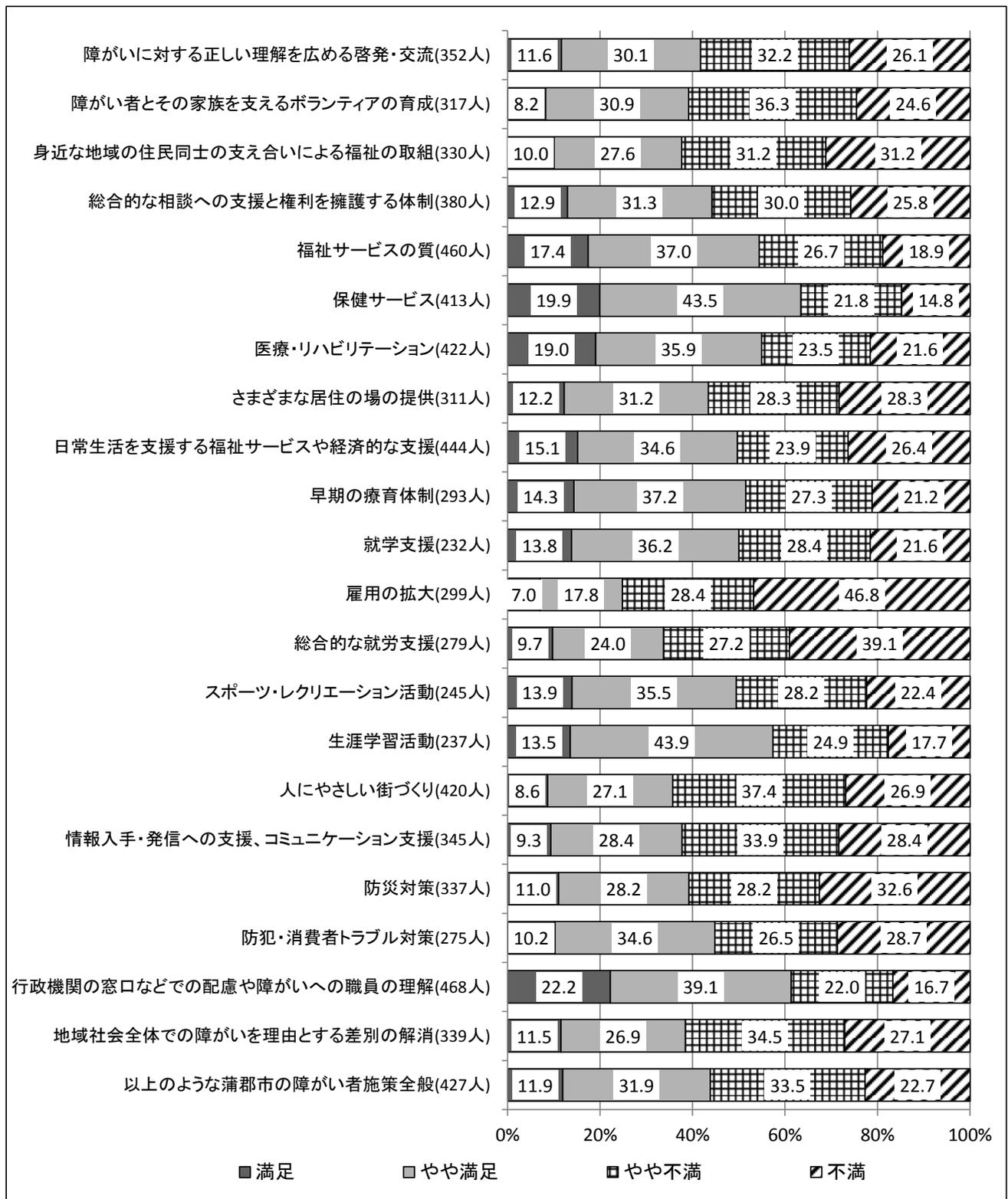
また、“地域社会全体での障がいを理由とする差別の解消”は、満足度は21施策中の平均以下である一方、“蒲郡市の障がい者施策全般の満足度”との関連度が非常に高い施策となっており、あらゆる分野に関係する差別解消に関わる施策の充実が市の施策全般に対する満足度向上に寄与すると考えられます。

障がい者手帳別で見ると、精神障害者保健福祉手帳所持者では、“雇用の拡大”の満足度は15.4%と極端に低い結果（全体では24.8%）となっています。

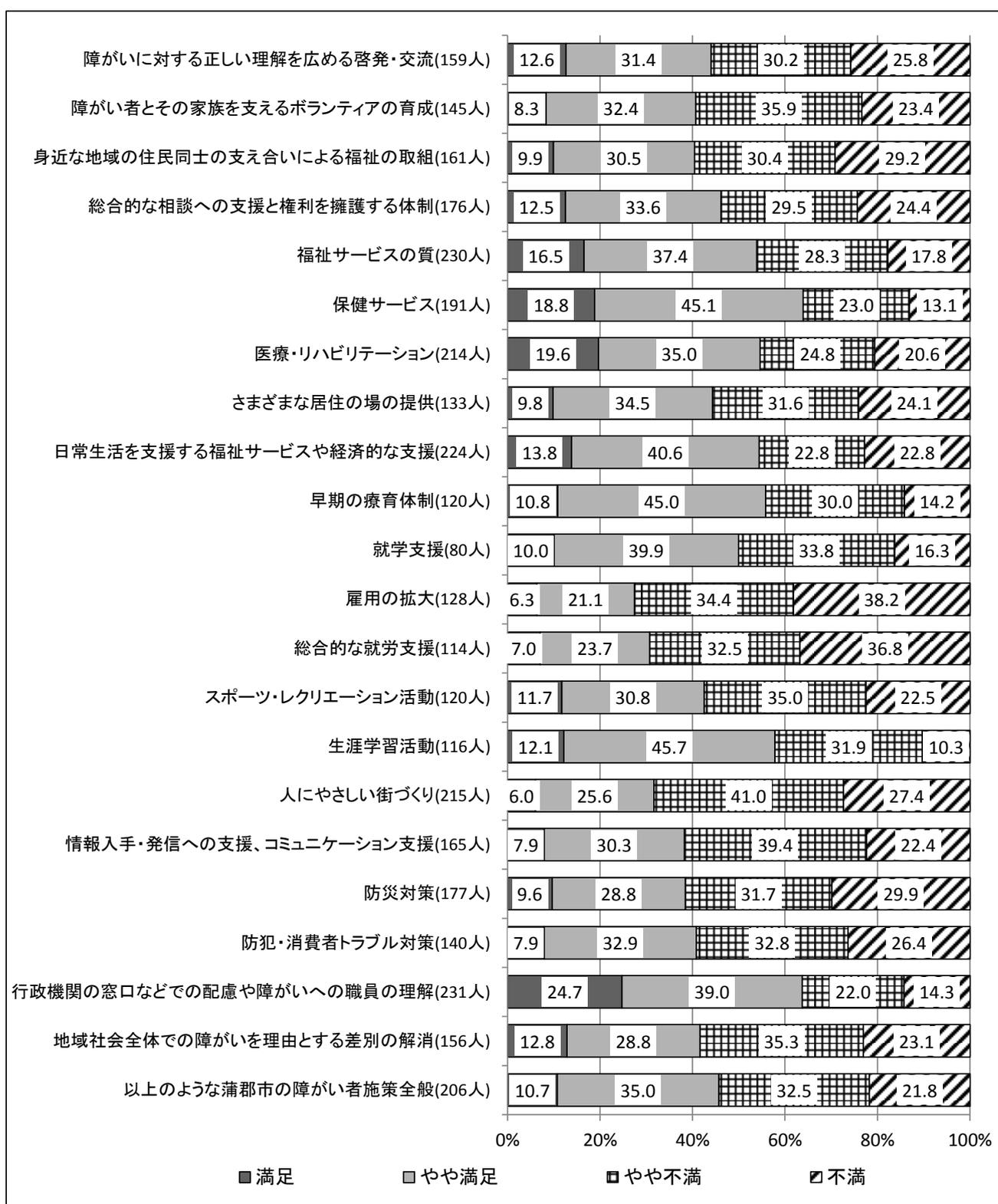
手帳を持っていない人（手帳不所持者）では、“障がいに対する正しい理解を広める啓発・交流”の満足度が21.1%と極端に低い結果（全体では41.7%）となっています。

図表 21 蒲郡市の障がい者施策全般の満足度【手帳所持者等調査】

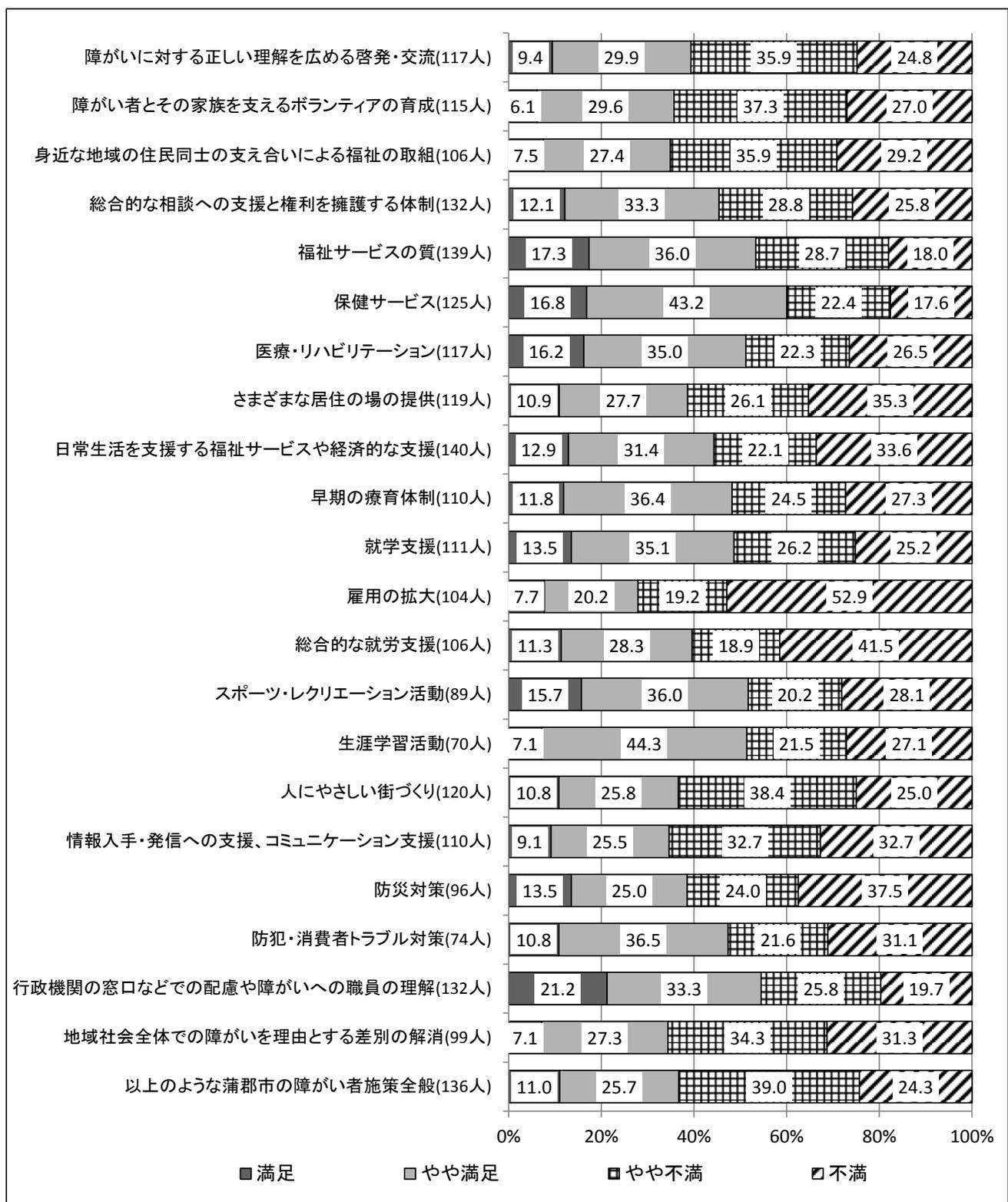
《全体》



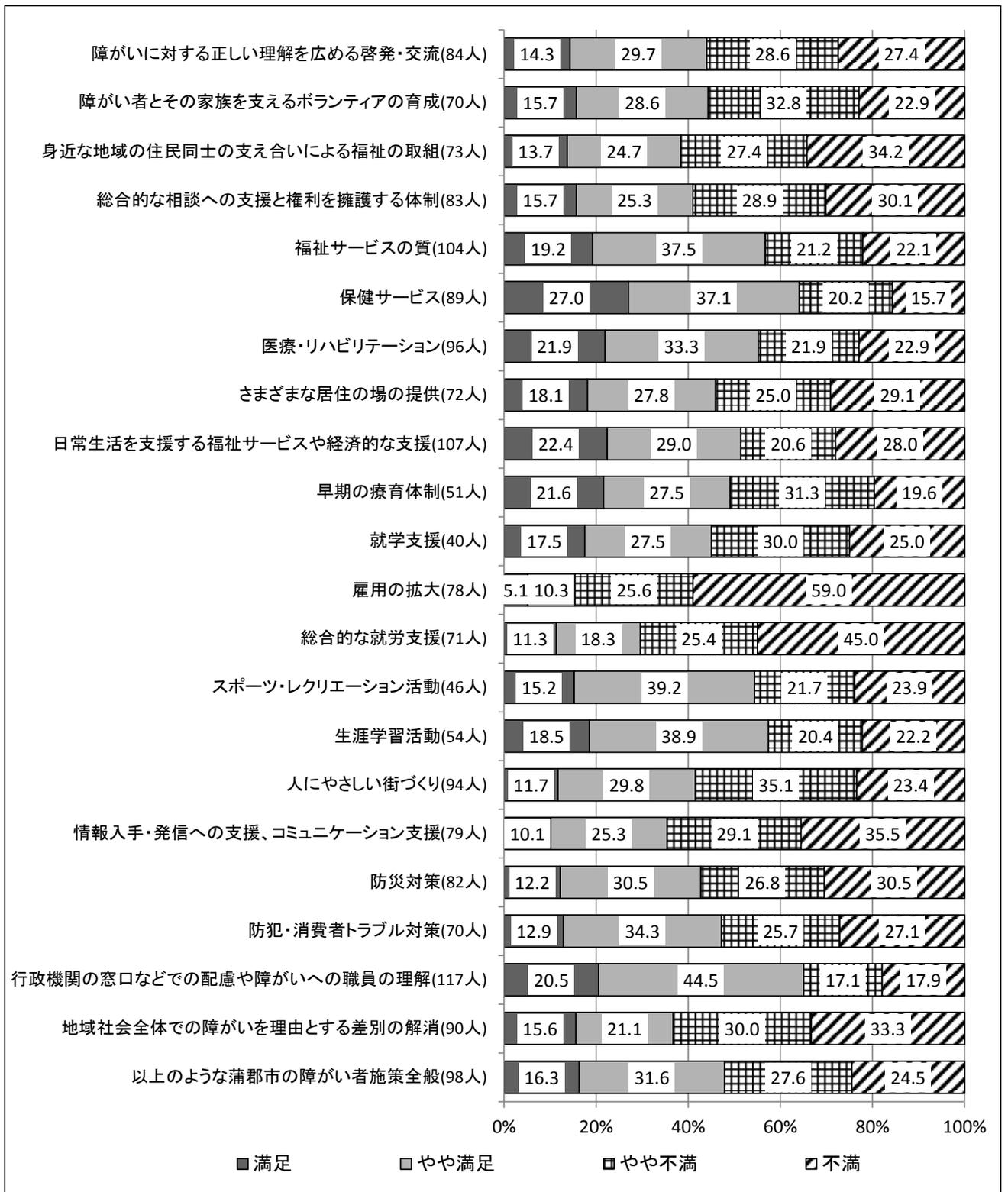
《身体障害者手帳所持者》



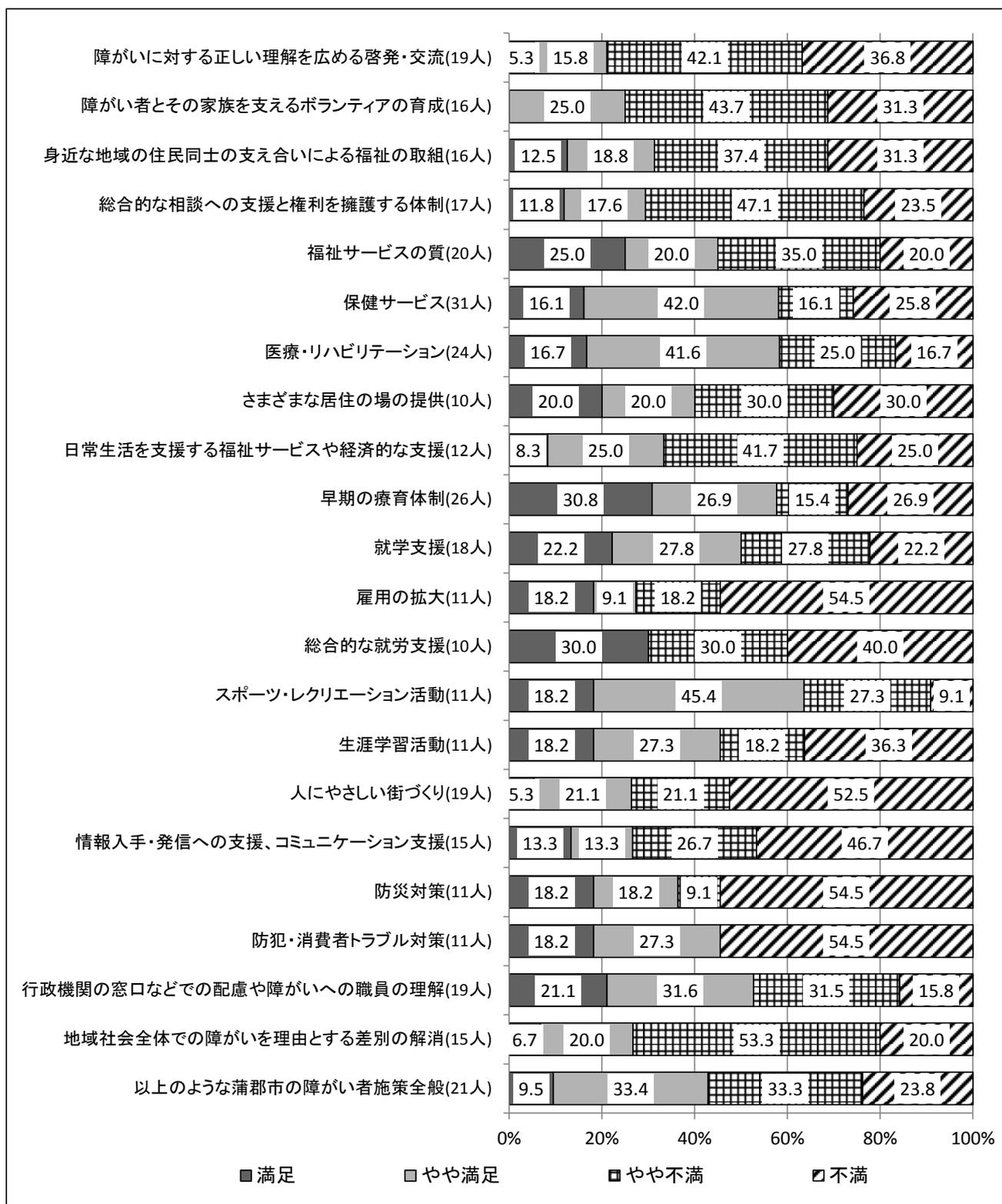
《療育手帳所持者》



《精神障害者保健福祉手帳所持者》



《手帳不所持者》

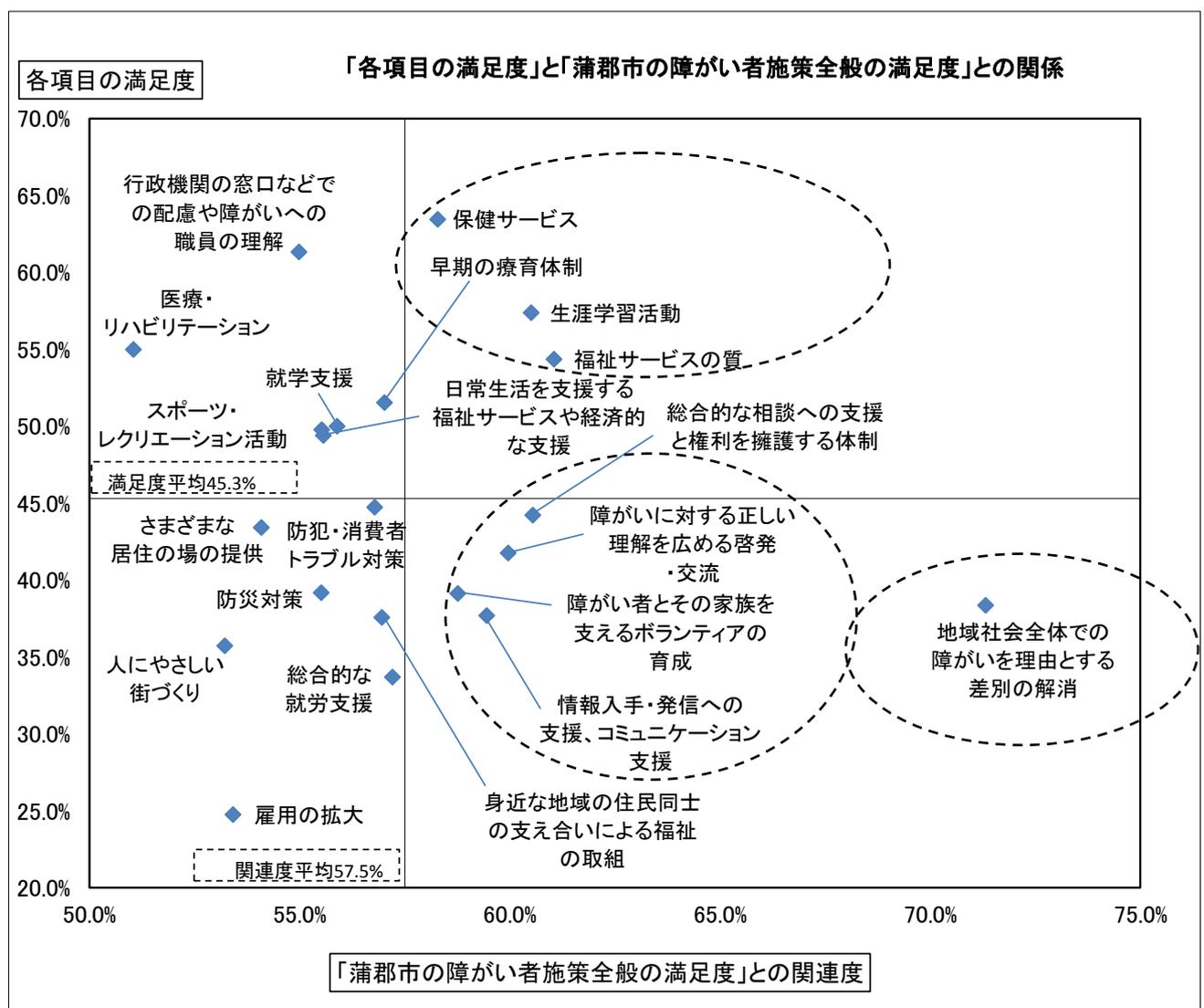


「各項目の満足度」と「蒲郡市の障がい者施策全般の満足度」との関係を見ると、「保健サービス」や「生涯学習活動」、「福祉サービスの質」は、各項目の満足度が平均以上で、「蒲郡市の障がい者施策全般の満足度」との関連度が平均以上の項目であり、これら項目は既に全般に対する満足度の向上に貢献している項目と言えます。

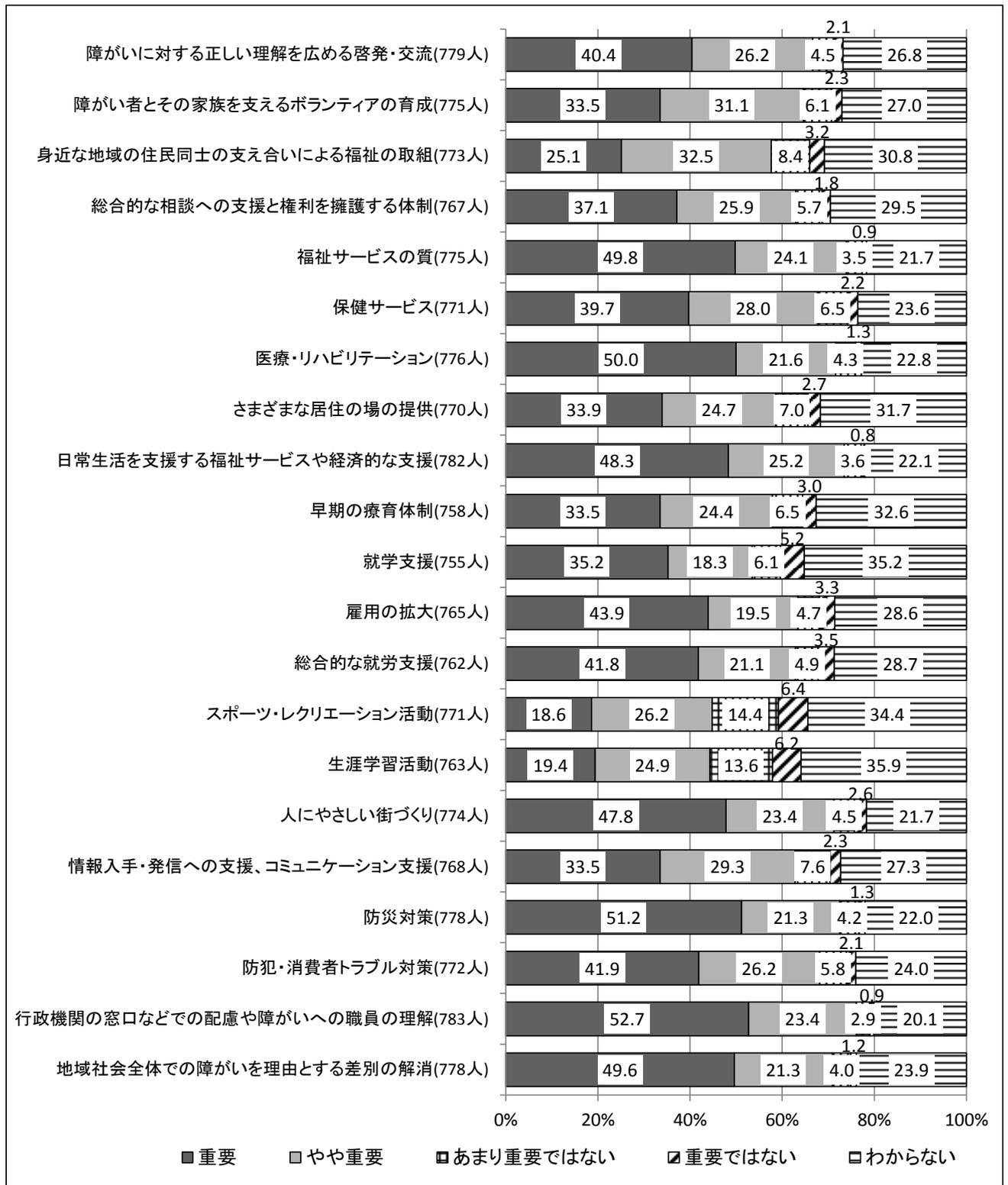
また、「総合的な相談への支援と権利を擁護する体制」と「障がいに対する正しい理解を広める啓発・交流」、「障がい者とその家族を支えるボランティアの育成」、「情報入手・発信への支援、コミュニケーション支援」は、各項目の満足度が平均以下の一方、「蒲郡市の障がい者施策全般の満足度」との関連度が平均以上の項目です。

そして、「地域社会全体での障がいを理由とする差別の解消」は、項目の満足度が平均以下である一方、「蒲郡市の障がい者施策全般の満足度」との関連度が非常に高い項目であり、この項目の満足度を上げることが、「蒲郡市の障がい者施策全般の満足度」を引き上げることにつながると推測できます。

図表 22 「障がい者施策に関する各項目の満足度」と「障がい者施策全般の満足度」との関係



図表 23 本市の障がい者施策全般の今後の重要度



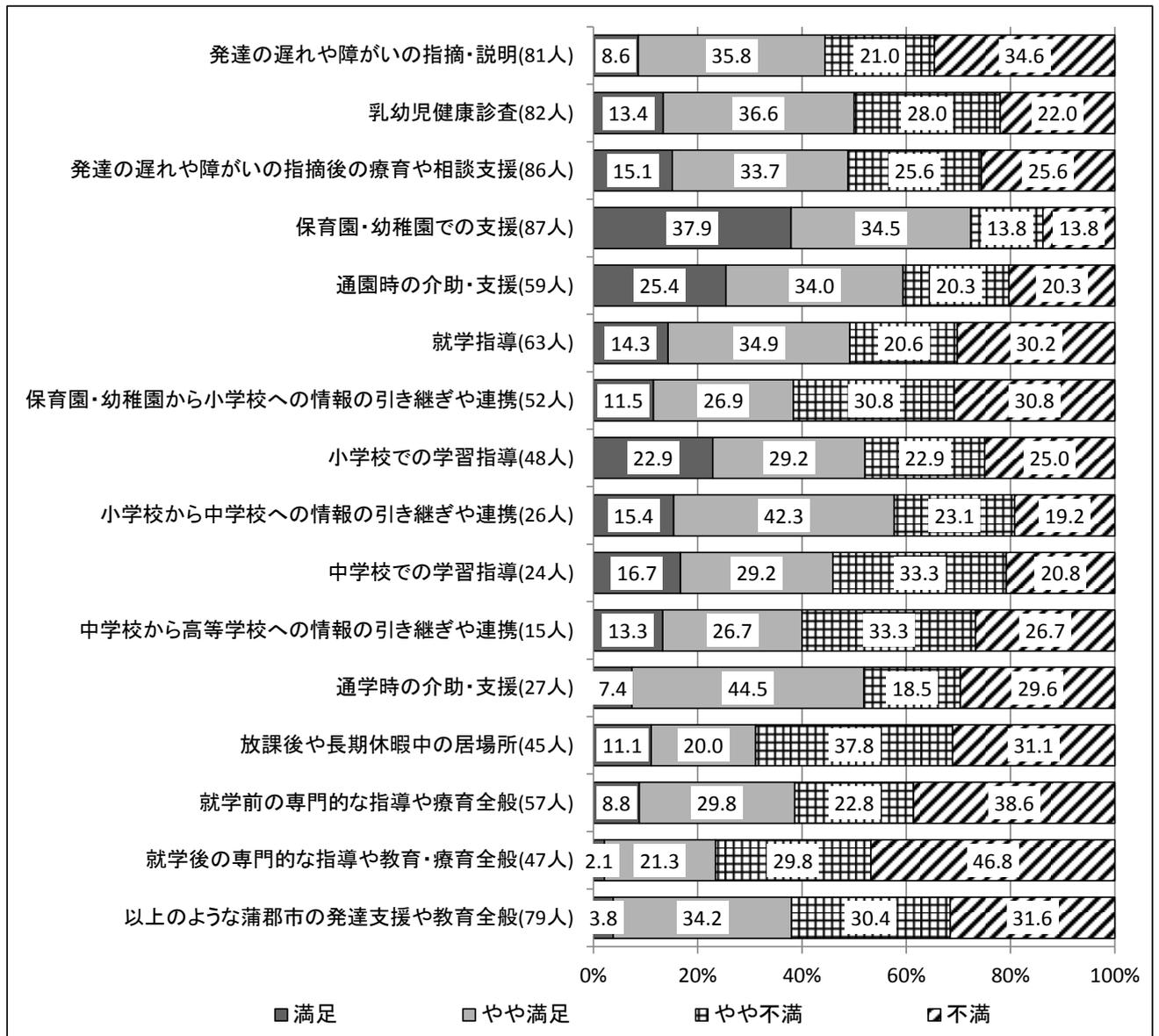
(2) 本市の発達支援や教育の満足度【手帳所持者等調査】

本市の発達支援や教育について、「満足」、「やや満足」を合わせた満足度は“就学前の専門的な指導や療育全般”が38.6%、“就学後の専門的な指導や教育・療育全般”が23.4%で、“以上のような蒲郡市の発達支援や教育全般”の満足度は38.0%となっています。

「満足」、「やや満足」を合わせた満足度が比較的低い項目は、“就学後の専門的な指導や教育・療育全般”(23.4%)、“放課後や長期休暇中の居場所”(31.1%)、“保育園・幼稚園から小学校への情報の引き継ぎや連携”(38.5%)等となっています。

「不満」の割合が比較的高い項目は、“発達の遅れや障がいの指摘・説明”(34.6%)、“放課後や長期休暇中の居場所”(31.1%)、“保育園・幼稚園から小学校への情報の引き継ぎや連携”(30.8%)、“就学指導”(30.2%)等となっています。

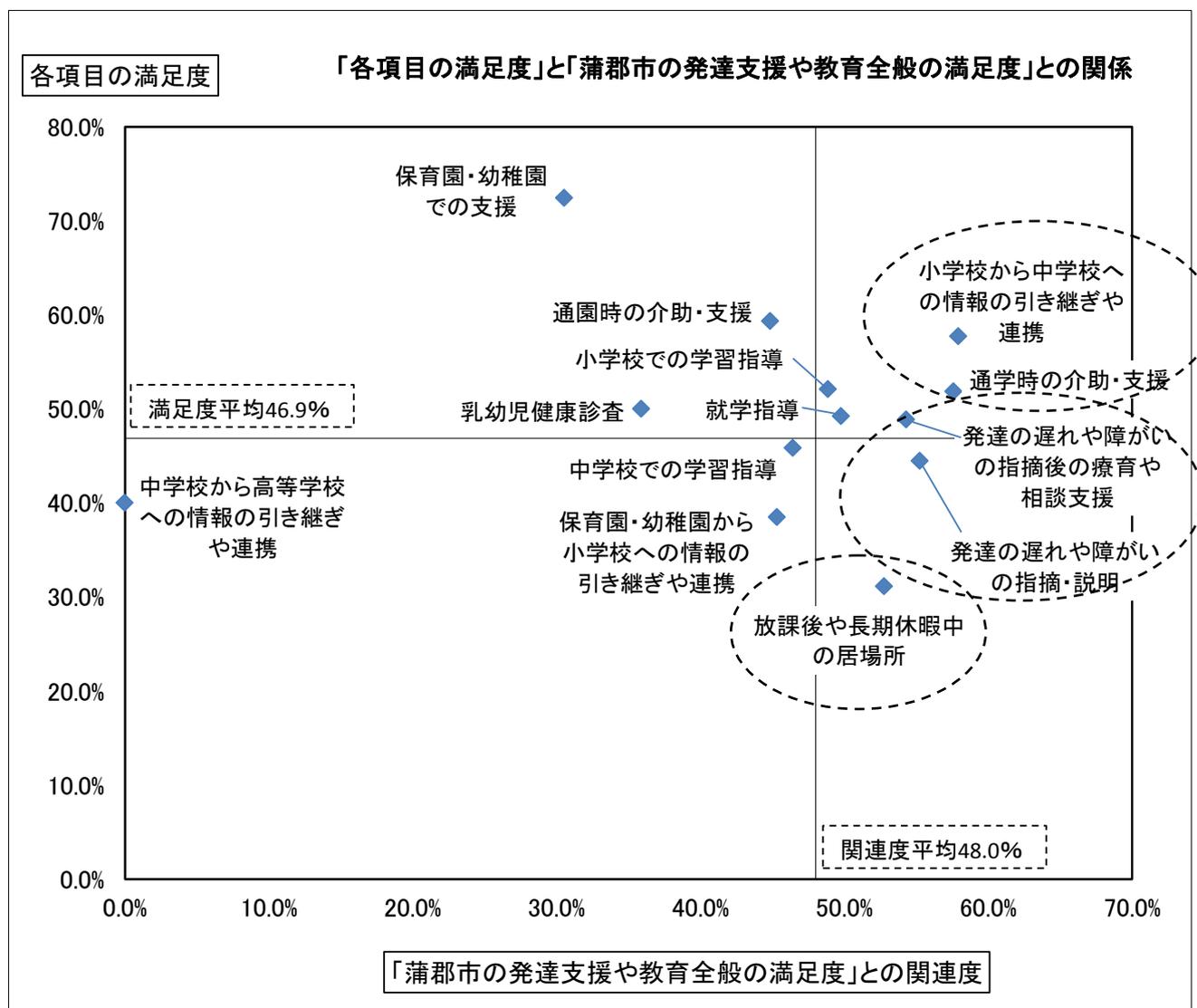
図表 24 本市の発達支援や教育の満足度【手帳所持者等調査】



「各項目の満足度」と「蒲郡市の発達支援や教育全般の満足度」との関係を見ると、“発達の遅れや障がいの指摘・説明”と“発達の遅れや障がいの指摘後の療育や相談支援”は、満足度が全施策中の平均前後の一方、「蒲郡市の発達支援や教育全般の満足度」との関連度が比較的高い項目です。

また、“放課後や長期休暇中の居場所”は、満足度が全施策中最も低い水準である一方、「蒲郡市の発達支援や教育全般の満足度」との関連度が比較的高い項目であり、前述の“発達の遅れや障がいの指摘・説明”と“発達の遅れや障がいの指摘後の療育や相談支援”とともに、これら項目の満足度を上げることが、「蒲郡市の発達支援や教育全般の満足度」を引き上げることにつながると推測できます。

図表 25 「発達支援や教育に関する各項目の満足度」と「発達支援や教育全般の満足度」との関係

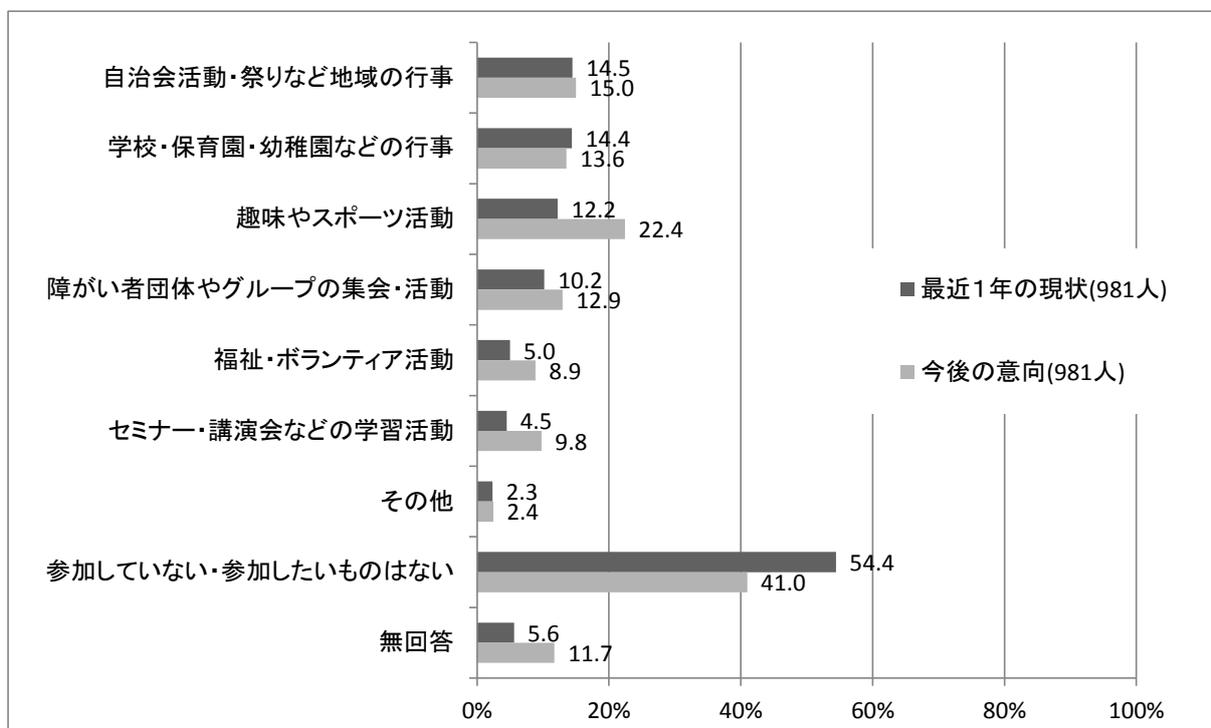


（3）地域の行事や活動への参加の現状と今後の意向【手帳所持者等調査】

最近1年の現状では、「参加していない」が54.4%と半数以上を占めており、参加した行事等は「自治会活動・祭りなど地域の行事」の14.5%、「学校・保育園・幼稚園などの行事」が14.4%、「趣味やスポーツ活動」等が上位にあがっています。

今後の意向では、「参加したいものはない」が41.0%となっており、参加希望の行事等は「趣味やスポーツ活動」が22.4%と最も多く、次いで「自治会活動・祭りなど地域の行事」が15.0%、「学校・保育園・幼稚園などの行事」が13.6%と続いています。

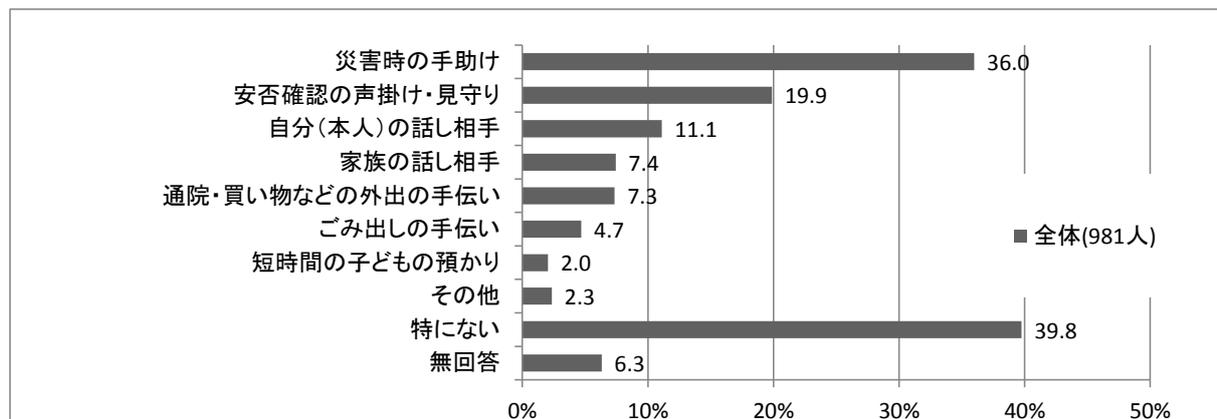
図表 26 地域の行事や活動への参加の現状と今後の意向（複数回答）【手帳所持者等調査】



（4）隣近所の人や地域の人とのつきあいの中であなたやあなたの家族が「手助けをしてほしい」と思うこと【手帳所持者等調査】

「特にない」が39.8%となっており、手助けしてほしいことの中では、「災害時の手助け」が36.0%と最も多く、次いで「安否確認の声掛け・見守り」が19.9%、「自分（本人）の話し相手」が11.1%と続いています。

図表 27 隣近所の人や地域の人とのつきあいの中であなたやあなたの家族が「手助けをしてほしい」と思うこと（複数回答）【手帳所持者等調査】

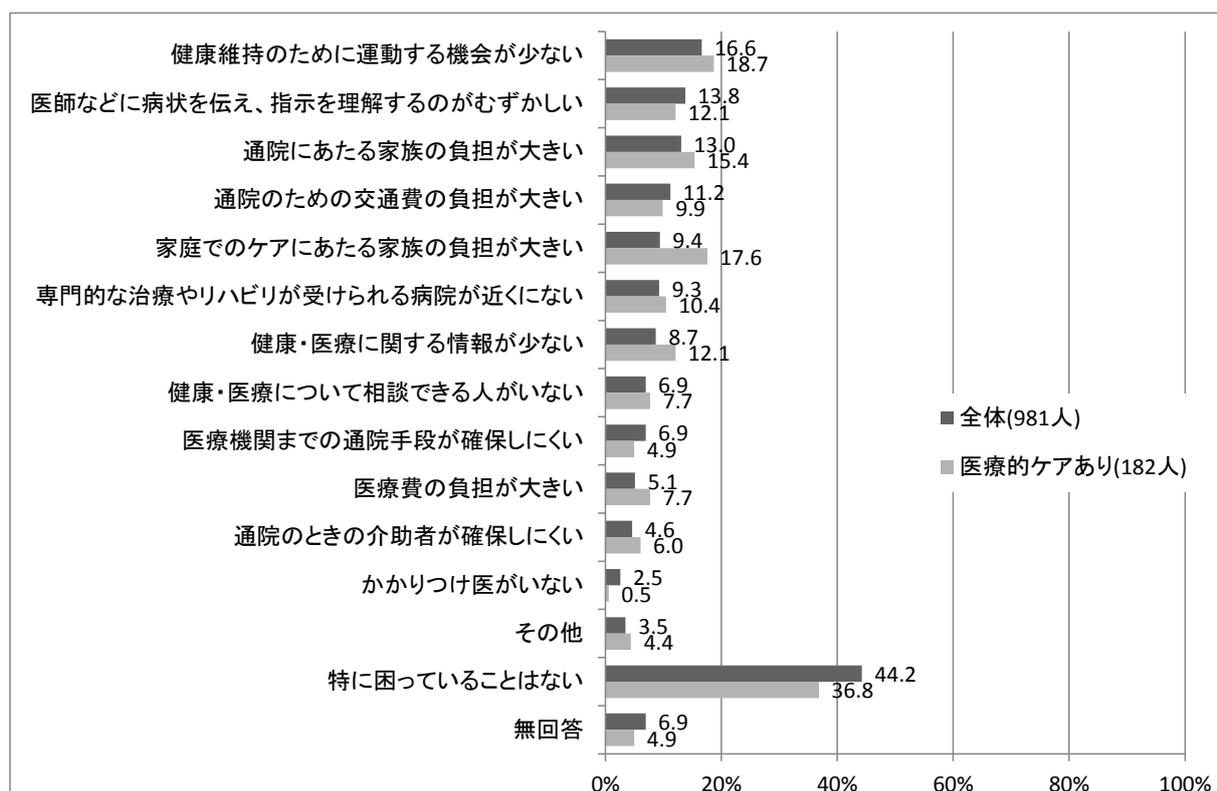


(5) 健康管理で困っていること【手帳所持者等調査】

「特に困っていることはない」が44.2%で、困っていることの中では「健康維持のために運動する機会が少ない」の16.6%、「医師などに病状を伝え、指示を理解するのがむずかしい」の13.8%、「通院にあたる家族の負担が大きい」の13.0%等が上位にあがっています。

“医療的ケアあり”の場合では、「特に困っていることはない」が36.8%で、困っていることの中では「健康維持のために運動する機会が少ない」の18.7%、「家庭でのケアにあたる家族の負担が大きい」の17.6%、「通院にあたる家族の負担が大きい」の15.4%等が上位にあがっています。

図表 28 健康管理で困っていること（複数回答）【手帳所持者等調査】



（6）障がいを理由として、あなたが「差別を受けたと思った」「生活の中でいやな思いをした」こと、周りで「差別を受けている、いやな思いをしている場面を見た、聞いた」こと【手帳所持者等調査】

「他人からの視線や傷つく言動」に関する意見が43件と最も多く、次いで「内部障がい・精神障がい・発達障がい等、見た目で障がいの有無が分からないことでのトラブルや差別」が18件、「就職・雇用の継続」が15件、「学校でのいじめ・差別、先生の指導内容」と「障がいに対する理解や支援のなさ」がいずれも14件と続いています。

図表 29 障がいを理由として、「差別を受けたと思った」こと等の上位（自由記述）
【手帳所持者等調査】

意見要旨 上位	件数
他人からの視線や傷つく言動	43
内部障がい・精神障がい・発達障がい等、見た目で障がいの有無が分からないことでのトラブルや差別（障がい者用駐車スペースの利用、書類の確認等）	18
就職・雇用の継続	15
学校でのいじめ・差別、先生の指導内容	14
障がいに対する理解や支援のなさ	14
職場での無理解・傷つく言動等	12
保育園・幼稚園の入園、学校への入学等にあたっての手続きや対応	12
家族・親族・友人の無理解	11
市職員・施設職員等の無理解・傷つく言動（手帳発行時等）	10
近所や地域の人とのつきあい	9
スーパーやレストラン等での対応	9

（7）これまでに受けた障がいに対する配慮や心づかいで「よかった」と思ったこと【手帳所持者等調査】

「特になし」が82件と最も多く、次いで「やさしい手助け・声かけ、普通に接してくれること」が42件、「福祉サービス・施設・相談支援窓口の利用、職員の対応」と「保育園・幼稚園・学校の先生等の対応、勉強・活動内容」がいずれも20件、「経済的な支援」が16件と続いています。

図表 30 障がいに対する配慮や心づかいで「よかった」と思ったことの上位（自由記述）【手帳所持者等調査】

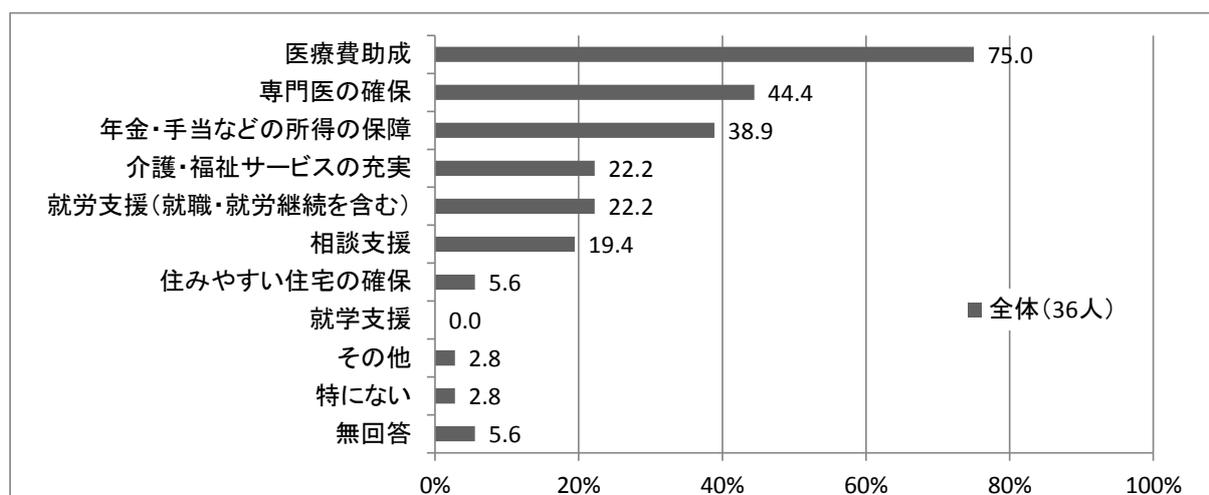
意見要旨 上位	件数
特になし	82
やさしい手助け・声かけ、普通に接してくれること	42
福祉サービス・施設・相談支援窓口の利用、職員の対応	20
保育園・幼稚園・学校の先生等の対応・勉強・活動内容	20
経済的な支援（公共施設・交通機関の利用料金等の割引、医療費の補助等）	16
市の窓口での対応・手続き	9
医療機関の対応	8
職場の仲間・上司の気遣い	8
家族・親族・友人の理解	7
電車やタクシー、病院入口等での介助	5

（８）総合的な難病対策の充実にあたり、関心のある施策【難病患者調査】

総合的な難病対策の充実にあたり、関心のある施策について聞いたところ、「医療費助成」が75.0%と最も多く、次いで「専門医の確保」が44.4%と続いており、医療に関する施策が上位にあがっています。

一方、「介護・福祉サービスの充実」や「就労支援（就職・就労継続を含む）」、「相談支援」は、いずれも20%前後となっています。

図表 31 総合的な難病対策の充実にあたり、関心のある施策（複数回答）【難病患者調査】



【難病対策や福祉サービス利用等についての主な要望・意見（自由記述）】

- ・市として、難病にどんな福祉サービスを行っているのか教えてほしい。
- ・食事〈低タンパク等病態食〉がないと、福祉サービス等は利用できない。ひとり暮らしなので。
- ・相談するところが名古屋市にしかなく、電話で予約して行かなくてはならず、行くのも負担が大きい。
- ・蒲郡市民病院に専門医が少なくて困った。豊川市民病院は、近いようで遠くて今回不自由した。交通機関で移動する場合、家族は大変だった。
- ・お金の支援もとても有り難いが、病気についての理解や配慮をしてもらえると助かる。働くことにしても、病気はマイナスにしかならず知り合いのつてがない人は困るのではないか。まずは周知してもらおうことが1番だと思う。
- ・早い段階でリーズナブルな値段で入居できる施設の充実。親の介護を就労（職場）に影響なく、行うことが困難。
- ・就労が心配でならない。今は何とか仕事に行っているが、もっと症状が悪くなり休職を余儀なくされたとき、家族が路頭に迷いそうで心配。
- ・市役所内にて、シルバーカーの設置を希望。杖だけでの利用はフロア内の移動が大変。車いすだけではなく、コンパクトに移動できればと思う。

3 インタビュー調査結果の概要

インタビュー調査は、本計画策定の基礎資料とすることを目的に、平成28年度に実施したものです。

なお、調査は障がい者団体や障がい者福祉関連施設・事業所の代表者等を対象に、グループインタビュー形式で実施し、事前に計画の施策・分野の中から特に重点的に取り組んでほしい項目についての調査用紙を配布し、記入・回答してもらった上で、インタビュー調査当日は、記入内容の補足説明や出席者間での意見交換等を行っています。

図表 32 インタビュー調査の概要※

日時	組織・団体名	
平成 29 年1月 20 日(金) 10 時～12 時	蒲郡市聴覚障害者福祉協会	
	蒲郡市手をつなぐ育成会	
	太陽の家 愛知事業本部	
	地域活動支援センターしおさい	
	愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎	
	蒲郡市身体障害者福祉協会	
	ささゆりの会(アスペ・エルデの会東三河)	
	13 時 30 分～15 時 30 分	蒲郡市社会福祉協議会
	訪問介護きらら	
	愛知県立豊川特別支援学校	
愛知県立豊橋特別支援学校		
平成 29 年1月 23 日(月) 10 時～12 時	NPO法人笑い太鼓家族会	
	わくわくワーク大塚	
	就労支援きずな蒲郡館	
	NPO法人楽笑	
	ほっぷ蒲郡	
13 時 30 分～15 時 30 分	蒲郡精神障害者地域家族会オレンジ友の会	
	つつじ寮	
	サポートくすの木	
	オレンジホーム	
	がまごおり・ふれあいの場	
	愛知県立岡崎特別支援学校	

※各回には、蒲郡市障がい者自立支援センターも出席。

【意見・要望・提案等】

(1) 多様な居住の場の充実 <全 17 件>

※意見等は、第5期障害福祉計画・第1期障害児等福祉計画を参照

(2) 防災対策 <全 16 件>

- ・目で見て確認できる情報を多く取り入れてほしい。例えば近隣の豊橋市ではコミュニケーションボードが作られており、アイドラゴンといって災害等の情報を字幕で見られる装置がある。そういうものを蒲郡でも設置してほしい。
- ・夜間・休日の際の避難誘導、介助。地域機関の役割と連携。津波の発生に備え、年1回は2階以上に避難する訓練はしているので、災害の発生が日中働いている時間であれば良いが、地域に住んでいる方は本人が悪いということでもあるが、地元の自治会に出ておらず、本人も避難方法がよく分かっていないため心配である。市としても車いす等の要援護者を把握して、いざというときには皆で助かるのだというような取り組みを、音頭を取ってやってもらいたい。
- ・当事業所では6メートル以上の津波が予測された場合、避難しなければならず、歩行困難者は車いすを利用してもらっている。避難時の歩道に草がたくさん生えていて歩きにくく、車いすが通れないことがある。時々草刈りをしてきているが、今後もお願いしたい。
- ・地域の避難場所を知らない人が多いので、玄関等に貼っておく、避難場所が分かるようなシールを作って配ってはどうか。
- ・福祉避難所について、蒲郡市ではまず一般の避難所に行き、市が必要と認めたときに開設される福祉避難所に行くと言っているが、移動するのが身体的、精神的に大変な人たちにとって難しいのではないかと。直接、福祉避難所へということにはできないか。熊本地震では、熊本市は176か所を福祉避難所に指定していたが、開設できたのは34施設で、施設側の受け入れ準備と要配慮者に対する周知が不足していたと聞いた。蒲郡市の福祉避難所は大丈夫だろうか。
- ・障がい者の子等は避難所に行くと騒ぐので、親としてはいたたまれず、車の中で避難生活を送るということを知ったことがある。できたら福祉会館の小さい部屋で良いので、障がい者用に一つ用意してもらえると、そこに詰めることができ親も子どもも安心だと思う。一緒にいると周りも迷惑だと思うので、そういう分け方ができると良い。
- ・市の障がい者自立支援センターは、本来は災害時に障がい者が避難できる場所として開設すべき場所と思っていたが、海に面していて堤防がないため、防災に一番弱く、地震や津波が来たら真っ先に競艇場等に逃げなければいけないことになる。近くに保健センター等もあるが、同様に避難者を受け入れるのではなく、すぐに逃げなければならない場所にある。昔は良かれと思って作った訳だが、そういう危険もあり、様々な公共施設が建替えや移転も考えなければならない時期に入っている。福祉分野に限らず、市全体としての安全・防災対策として考えていかなければならない。避難所の現実としては、障がい者がふらふらして追い出されたり、オムツ等を使用している方

の場合は臭いが嫌がられたり、特別な医療器具を用意していないと対応できない等の問題もある。

- 地震その他の災害時に地域社会の中で円滑な支援を受けられるよう支援体制を整備してほしい。防犯ベル等を付けて、すぐに対応できるような体制にする必要があるほか、障がい者が日頃から地域住民と仲良くして関係作りを進めておくことが一番大事だと思う。
- 盲人、聴覚障がい者、知的障がい者の避難所生活が心配。社協で年に一度開催しているふれ合いクリスマス会では、保育園児から高齢者まで主に知的障がい者の方が 300 人ほど集まるが、跳んだり跳ねたりの混乱もある。災害時にどうなってしまうか。いろいろな人に対して、工夫しながら福祉避難所の周知をしていくことが必要だと思う。避難所に集まったときにも、障がいの種類や程度が分かって配慮できるようにする必要もあると考えている。
- 医療的ケアが必要な児童生徒の災害時避難場所の確保。学校での被災を考えていろいろな準備は行っているが、どのくらいの機具や電源を確保できるのかというのが課題である。スクールバスの送迎中に被災した場合ならどうするかと、避難場所を確保できるよう探してみたりもしている。しかし、蒲郡市内ではバスが入っていけるような道を上がっていくというのが難しいと感じている。また、蒲郡市では障がいを持った市民を会館に集めての避難所一泊体験の催しを実施したとのことだが、様々な課題が出てきたと聞く。当市でもそういったことを検討できると良いのではないかな。
- 防災訓練の充実を図る。市全体の防災訓練の実施、福祉避難所の運営方法の明確化、詳細な防災マニュアルの作成が必要。特に福祉避難所の運営方法は一番の関心事で、登録しているが実際に運営できるのか、避難所は犯罪の宝庫とも言われる中で、そこに障がい者がいられるのか不安がある。実際に市からの職員の派遣等の応援もあり、連携して対応できるのか。避難所までの移送手段についても、しっかりと重点的な計画に入れることを市にお願いしたい。防災マニュアルについては、中身のある、実態に即した使えるマニュアルになるよう協力していきたい。
- 大規模な災害に対応するため、障がい者を支援する各事業所は、独自の災害時避難マニュアルを作成し、市や地域の防災訓練等に積極的に参加して、障がい者にも実際に連れて行って慣れてもらうだけでなく、地域の皆さんに障がい者がいることを認識してもらいたいと思う。マニュアルについては、お仕着せのものでなく、職員間で話し合っ、それぞれの地域や施設の実情に合った、実践的なものを作成できると良い。また、福祉避難所については、本人たちは災害時にパニックになってしまうことが分かるし、必要な人に対してはまず開設するということが必要であり、行政とよくよく打ち合わせをしていかなければならない。
- 当事者参加型の体験訓練を定期的実施してほしい。特に長期間にわたる避難生活には、当事者はとても耐えられない。豊橋での一泊の避難所体験訓練に参加してきたが、様々な障がい種別の方がいたほか、一般の方も多く参加していたが、健常者でも大変であったし、それぞれの障がいによって対応の違いが必要だということも分かる経験だった。蒲郡でもそういった宿泊体験の実施も必要だと思うので、是非検討してもらいたい。

- ・生活介護の事業所に入所している人たちは、一般の避難所での生活は難しい人もいると思う。いったん一般の避難所に入ってからダメであれば福祉避難所へ行くという順番があると聞いているが、明らかに一般の避難所が無理である人は行かずに済むように、すぐに福祉避難所を立ち上げてもらい、そちらに避難させてほしいと思う。
- ・災害時の対応では、職員でもこんなことも知らないのかと思う認識をしている場合もあるし、避難訓練はやるたびに課題が出てくるものなので、都度反省と見直しが必要になると思う。福祉避難所に関しては、市との連携は構築できつつあるが、実践的な連携訓練により万一のときに備えたい。現状、市との話し合いが欠けているが、いざというときに福祉避難所が分かりやすく使えるようになるためには、連携訓練と関係者の話し合いが必要になると思う。以前、3事業所で合同訓練を実施した際、起震者には利用制限があるとして、来てもらうことができなかった。土日は予約で一杯だとも言うが、呼んで利用できるようになるよう県の防災担当に申し入れをしてほしい。
- ・震災が起きる時間帯によって、どこにどう連絡すれば良いか分からない。例えば、サービス提供中に発生した場合には情報をどこにどう伝えたらよいのか、事業所内には計画はあるものの、市全体の仕組みはないのではないかと。職員の配置やボランティア受け入れのオペレーション等も含めて、対応を共有する必要があると思う。防災課でも事業継続計画（BCP）を取りまとめているとのことなので、明確にできると良い。

（3）医療・リハビリテーションの充実 <全 13 件>

- ・精神障害者保健福祉手帳 1、2 級所持者の医療費自己負担分全額助成は大変有り難い制度だが、申請手続きがあるので、窓口で払わなくても良いようにしてほしい。
- ・市内の精神科病院がなくなるように聞いている。精神障がい者の人たちが地域で安心して暮らすために市内に病院は必要だと思う。何とかしてほしい。
- ・障がい者歯科診療所では、大変丁寧に初回問診をしてくれて、身体的、心理的、金銭的にも配慮の行き届いた治療が行われていて有り難い。今後も続けてほしい。
- ・障害者総合支援法に基づく医療費の助成、難病に関する施策の推進は大事なことだと思う。例えば、筋肉が固まってくる病気の場合は継続的にほぐしていかなければならず、リハビリのための医療費も関係してくるので、女性を充実させてほしい。
- ・難病指定されていない病気により、十分な出席ができない児童生徒の学習保障や卒業後の生活支援が課題。中学校段階で登校が十分にできていない中でも学習能力があるので特別支援学校に入ってくる子の場合、在学中は問題ないとしても卒業後にはどうしたらよいのか。毎日しっかり働けるわけではないし、障がい者手帳ももらえないため、障がい者雇用とはまた違う形での支援が必要になる。
- ・市民病院以外に、児童精神科医の充実が必要。当校でも精神障がいを持つ子どもが増えているが、蒲郡市の児童精神科医は少ないので、近隣の他市の病院に通わざるを得なくなってしまう。
- ・言語訓練を実施できる対象を、小学生まで延長する。保護者からはもうそろそろ良いのではないかと、暗に止めてくださいと言われるようなケースもあるが、希望している場合には延長できると良い。

- ・蒲郡の市民病院の院長は専門が小児科なので、関係者からの話を聞くと恵まれていると思う。ただ、その院長がずっと何十年も残るわけではないので、市民全体のことや病院経営のことも考えながら、いい流れを継続できると良い。
- ・重度心身障がいに対応できる、協力医療機関の確保。
- ・市民病院の小児科発達外来に相談することができ、ソーシャルスキルトレーニング（SST）や体の上手な使い方についても助言をもらえるのは、蒲郡市のすばらしいところである。是非診察や言語聴覚士によるSST、作業療法士による体の使い方等の訓練をより多くの方が受けられるよう、医療機関と福祉事業所が連携して提供できるような体制を望みたい。
- ・現状、医療費は償還払いであるが、早期の窓口での現物給付にしてもらいたい。いったん支払った費用が戻るのに2，3か月かかるため、生活が厳しい人は医療機関の受診を控えてしまう。また、近い将来、駅前クリニックが閉院になることに伴う対応として、市民病院又はクリニックで精神科を開設してもらえると良い。
- ・障がい者歯科は地域の障がい者にとってとても意義があり、施設側にとってなくてはならない存在で、有り難いと思っている。今後も維持してもらいたい。また、リハビリテーションは高齢者と身体障がい者では目的や専門性も異なるので、理学療法士を採用したことがあったが、生活支援員の悩みを聞いて専門的な助言してくれたことで、安心してリハビリを提供することができた例があり、今後もこのような視点や経験を活かしていきたい。
- ・医療的ケアの必要な方が、居住地域で暮らしていける環境の整備、及び福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を。障がいの重度化、多様化、重複化が進んでいる中で、児童生徒が特別支援学校の卒業後も安心して医療的ケアを受けることができるよう、看護師の常駐を進める等環境整備を進めてほしい。また、ショートステイの充実も期待したい。

（４）総合的な就労支援 <全 11 件>

※意見等は、第5期障害福祉計画・第1期障害児等福祉計画を参照

（５）サービスの質の向上 <全 11 件>

※意見等は、第5期障害福祉計画・第1期障害児等福祉計画を参照

（６）スポーツ・レクリエーションの推進 <全 11 件>

- ・自分の子はスポーツは苦手であり好きではないようだが、ボーリング大会とかただボールを少しやり取りするだけでも喜んでいる。市で大会等の機会を作ってくれると楽しいのではないか。
- ・レクリエーション活動はあまり大きな規模でやると、やりたくない人も参加しなくてはならなくなるので、学校単位やクラス単位、施設単位、当事者団体内等、多くても20人程度の中で、ボランティアの協力も得ながら、それぞれ工夫してやっていると良いのではないか。
- ・本校に入学してくる、若しくは就職を考えていけそうな各市立小中学校特別支援学級

の児童・生徒に対し、スポーツに親しむ機会をさらに増やしてほしい。児童・生徒には苦手意識があるが、体力づくりから始め、普通学級と一緒にやる機会も設ける等の取り組みがあっても良い。身体を鍛えることにつなげ、体力・筋力等を上げていくことや、生涯スポーツに携わり、健康的に生活することもねらってほしい。

- ・障がい者が長く働いていくためには、運動する習慣を付けることが大切になる。いろいろな病気が就労を阻害することもあるので、基礎体力づくりというだけでなく、生涯を通してスポーツをするという意識付けや下地づくりのための取り組みがあると良いと思う。
- ・ろう者の団体のスポーツ大会があり、一般の会場に参加してやるということもあるが、周りは手話ができないので、理解してもらえないような工夫をしてほしい。
- ・スポーツ、レクリエーションや趣味の活動に親しむ機会を充実させ、仲間づくりを支援できると良い。あまりお金を使わずに、健常者も障がい者も一緒にできるグラウンドゴルフやゲートボール等のスポーツが、普及していくと良いと思う。
- ・卒業後に運動の機会が減る生徒が多く、肥満化するケースがある。積極的に参加できるような障がい者のためのスポーツクラブや、定期的なスポーツイベントの開催ができると良い。また、目隠しを付けて得点を奪い合う「ゴールボール」等の障がいスポーツを一般市民へ紹介し、地域住民と一緒に楽しめるように普及活動を行う。
- ・特別支援学校の卒業生である自分の子は、月1回OB会に参加してバスケットボールを楽しんでいるが、自分ではその会場まで出かけられない子どももいるので、地元でそういう場があれば有り難い。また、そうした活動は有志の先生の厚意で、非公式のボランティアにより成り立っているので、先細りしてきており、無理を言うこともできず、継続できるか不安がある。
- ・精神障がいの病気によって孤立している当事者が多数いる。自分たちでの仲間づくりが苦手であり、薬の副作用等で体重が増えて体が動きにくい人もいるので、是非仲間づくりのきっかけとなる催しを企画し、実施してほしい。各施設でやって入ると思うが、そこだけでは限界があるので、単発ではなく、継続的・定期的な内容での活動の場を望みたい。
- ・既存のカルチャースクール等は、健常者を対象にしているものが多く、そこへ障がい者が入るとするのは非常にハードルが高い。障がい者専用のスクール等があれば、職員としても勧めやすく、友達同士で入ったりすれば一緒に楽しめるし、その中で友達も作りやすくなるのではないかな。
- ・重度の利用者も参加できるようなプログラムも組み立ててもらえると、交流の場としても活性化できる。私たちの施設でもグラウンドゴルフ等の支援をしてもらっていたが、利用者も非常に活気付き、楽しんでいた。個人のボランティアだと途絶えてしまうので、ボランティアの輪がもう少し広がることを望みたい。例えば、市社協等で企画・開催はできないか、情報が知りたい。また、かつてフライングディスクも、講師に教えてもらったら最重度の人でも楽しむことができた。県レベルでの文化スポーツリーダーの派遣制度があったと思うので、養成をもっとしてもらい、講師が増えるとう良い。また、芸術という分野でも取り組んでいるが、何か市の方で作品展等発表する機会等を支援することができないだろうか。

(7) 雇用の拡大 <全8件>

- ・最低1人でもいいから、手話のできる人がいる会社を増やしてほしい。現状、耳の聞こえない人とのコミュニケーションは手話だということを知らない人が多い。手話を積極的に覚えていってほしい。
- ・市内の企業への障がい者雇用の推進。企業に障がい者を雇用しようという気持ちを持ってもらえるよう、法定雇用率を下回る企業には積極的なPRを行う等、企業と障がい者に携わる側と関わりを持って行けると良い。
- ・本校の生徒（卒業生含む）の中にも、蒲郡に在住する人はたくさんいる。しかし、蒲郡の企業に就職した生徒は少ない。学校としても企業に出向いて職場開拓を行っており、企業が考えている仕事をやってみて、本人ができることや支援があればできること等を話し合い、一緒に考えながら就職につなげる取り組みを行っている。就職には直接には結び付かない職場体験実習も繰り返し実施していくことで、現場の方にも徐々に理解してもらっている。これらは引き続き行っていくが、ハローワークや市役所等の行政からも企業に出向いてアプローチする等、何らかの活動をしていただければ有り難い。
- ・雇用が失敗して返ってくる子も多い。最初は親とすると就職させたい気持ちがあり、最後まで就職ということは思わないが、個々に相性もあり、手先が器用だとか合う子もいるので、企業にも障がい者側にもお互いに窓口があって、間に入って説明してくれる人がいてくれると上手く行くこともある。まずは体験してみてハードルが高いことが分かってから作業所等に行けば納得して楽しんで働けるということもある。
- ・障がい者雇用について検討してもらうための地域企業との面談会の実施。
- ・企業に対しての就労移行支援事業の啓発。未利用者への就労移行支援事業等の啓発。商工会を通じての障がい者雇用の促進はやってもらっているが、人材確保できない一般企業も多いので、やはり行政としても、企業を巻き込む形で、ハローワークと共に就労促進の取り組みをやってもらいたい。特に、障がいの軽い人でまだ相談支援事業所を利用していない人に対しては、離職した場合に就労移行支援や就労継続支援B等があることを知ってもらいたい。就労移行の特性として、どうしても就職してしまうと人数が減っていってしまうので、新規利用者の確保がないと事業として成り立っていない。高い就職率と定着支援のアフターケアもしっかりしているということを理解してもらえるようにしたい。
- ・介護施設内での精神障がい者の雇用の拡大が可能なのではないか。心優しく、人のために尽くしたい当事者もいる。生活援助の一部分でもできる仕事があれば、人に喜んでもらうことで就労にも自信が付くと思う。
- ・現在、当施設内での障がい者雇用は1名で、今後業務内容を検討し、雇用に結び付けることも検討してみたい。

(8) 保健サービスの充実 <全8件>

- ・人工内耳を強く勧めないことを祈る。
- ・障がい者の健康の保持、増進を図るため、生活習慣病予防の強化として定期的な健康

診断の実施、食事やおやつ、飲み物の知識指導、体操や散歩等の運動、口腔ケアの指導を積極的に行ってほしい。

- ・一歳児半検診をさらに充実させ、保健センターと専門医で協力して経過観察等を行う。必要な幼児については、検診後にフォロー体制をとれるように関係者で個別ケース会を行う。ケースによっては、2回目の検診を実施し、障がいの早期発見に心がける。3歳児検診では遅いと思われるケースもあるので、兆候があれば早めに対応する仕組みづくりが必要。
- ・通所福祉施設について、年に1回程度の定期健康診断の実施と、市からの費用補助。定期健康診断をやっていない通所施設も多いと聞くので。
- ・少し失礼かもしれないが、障がいのある状態にならないための、健康寿命維持の取り組みが今後発展すると良いと思う。普通に生活していくことができている、いつ何があるか分からないので。
- ・障がい福祉計画の中で、今後児童発達支援センターを作る予定で進んでいる。保育園・幼稚園から小学校低学年までの子どもを対象とした支援機関となるが、その前の段階では保健センターなのか、児童発達支援センターも関与していくのかというリレーゾーンを具体的に検討していかなければならない。
- ・福祉課窓口での各種申請・更更新手続きの際、生活習慣病予防その他の健康増進について啓発する内容の専用のチラシ等を作って配布してほしい。精神障がい者の場合、精神疾患自体も大変だが、生活習慣に起因する様々な病気が影響を与えている。広報等で案内はあるが、本人はなかなか見ないと思うので、関心を持ってもらえるよう、年に1回更新に窓口に行く際に渡してもらえると有り難い。また、当事者本人が個別に健康相談できる機会も欲しい。
- ・身寄りがなかったり親が高齢であったりして公共交通機関が使えない等の通院困難者に対する通院支援を拡大してほしい。駅前のクリニックがなくなるとすると、なお困難性が高まる。定期的な通院であればヘルパーが対応できるが、急に熱が出た等の場合にはどうすればよいのか。例えば、落ち着いて後部座席に乗っていただける障がい者の場合は、通院介助のヘルパーの運転で通院ができるようになると、人件費も抑えられて有り難い。

(9) 療育体制の充実 <全8件>

※意見等は、第5期障害福祉計画・第1期障害児等福祉計画を参照

(10) 地域社会全体での障がいを理由とする差別の解消 <全8件>

- ・子どもが小さいときからいろいろな所へ連れて行くことができたので、良かったと思っている。また、友人等と協力してお金を出し合ったりして、いろいろな物を皆で作ることができた。障がい者団体である法人の力が付いてきて法人の方でやると言われるまでは、何とか皆で頑張ったように思う。
- ・地域住民に対して、大きな声が出てしまう等の障がい特性に起因する行動についての理解・啓発。防災のところでもそうだが、広報やイベント等で多くの市民に知ってもらう機会を設けてほしい。

- ・障害者差別解消は、自立支援協議会が中心となって、障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を行う体制を充実させていけると良い。
- ・障がい者自立支援センターには、昨年度4月に施行された障害者差別解消法に関する通報や相談は寄せられていない一方で、虐待に関する通報は増えており、深刻なものも見られる。特に、一番よく分かっているはずの福祉専門職による虐待事例もあり、懸念している。また、直接介入はできないが、特別支援学級等の教員による虐待についての相談も受けることがある。
- ・差別はなかなかなくなるものではないが、小中学校の授業に取り入れたり、企業・団体にも広報を行ったりする等、広報活動の充実を図る必要がある。障がい者差別解消法については、福祉事業所や当事者団体の人は知っているかもしれないが、一般の人は認識が薄いと思うので、どう伝えていくかが課題だと思う。市全体で取り組み、教育委員会とも連携して授業の中で取り上げたり、教員に冊子を配ったりするだけでも違うと思うし、企業にも商工会を通して冊子を配ってもらうことはできるのではないかな。
- ・障がいの理解が地域の中でできていないのが現状である。その中で、地域社会で障がい者を受け入れていくのはとても難しいことだと思う。現に自分が支援している知的障がいのある子どもでも、不良行為で児童自立支援施設に入所し、退所してきたが、やはり地域の目が冷たく、後ろ指を指されている。地域に戻されても、ちょっとしたきっかけで再度施設に戻ってしまうことも大いに考えられる。すごく良い子だが、周りがどの子の状況や行動を理解できないことが要因となっていると感じる。地域の人々に障がい特性の理解が進み、地域全体で関わりを持って認めていくことができたらと思う。
- ・障がい者一人ひとりを理解すること、家族、学校、企業がいかに理解を積み重ねていくかということだと思う。高次脳機能障がいの自分の子どものケースでは、最初は家族（父親）からの差別もあったが、少しずつ本人と関わり、事例を積み重ねていくことで変わっていき、今では逆にその父親から差別をたしなめられるようになっている例もある。障がいを隠しても何にもならない。精神障がいの方等についても、家族や本人が自ら公表していった方が支援につながり、楽になれると思う。どんな障がいでも、5、6年は悩んでようやく受け入れるという難しさは同じだが。
- ・各々の機関や部署のちょっとした工夫が合理的な配慮となり、差別の解消につながるという意識ができるよう、知る機会がいろいろとあると良い。
- ・大塚地域の保育園では、昔は地域交流を交えた運動会をやっていて、老人ホームも参加していた。子どもが大きくなってからも、障がいのあるお年寄りと一緒に手をつないだ記憶が生きていて、障がい者への理解が高いのではないかといった声も聞く。小さいうちから関わっていくことが重要だと思う。

(11) ボランティアの育成・支援 <全7件>

- ・手話講座は、ボランティアではないことを分かってほしい。手話は言葉です。
- ・町内で自分もボランティア活動をしているが、一般の人と仲良くやって、障がい者や

ボランティアに対する市民の理解を深め、その活動を支援していくことは重要だと思う。

- ・当協議会にはボランティアセンターがあり、地域福祉の中でボランティアの育成を進めている。福祉体験実践教育では、30人くらいのチームで学校には行って、いかに子どもに障がいを理解してもらえるかを考えて実施している。他の勉強は得意ではないが、点字等で力を発揮する子ども等もいて、学校の校長先生から良いものを教えてくれたと絶賛されたこともある。小さい頃から福祉の芽が一つでも少しでも育てられるようにと考えている。それによって、ボランティアを担う若者も増えることにつながり、良いことだらけだと思っている。一方で、こうした教材を知らない先生も多いことが課題であり、さらに周知していきたい。毎年度6、7校、今年度は10校くらいから申込みがあり実施しているが、今後も学校側から申込みがあれば拡大して対応できると思う。
- ・訪問系サービスでは、介護員不足になっている。どういうサービスを希望するかになるが、特に早朝や夜間をやっている事業所は少なく、対応できるヘルパーも少ない。現在は決定支給量以上のサービスはできないので、平成30年からの自立生活援助で対応できるかどうか、その事業で成り立つかどうかだと思う。専門的な知識がなくてもできる部分については、ボランティアによる支援を希望したい。
- ・ボランティアの確保は今後ますます難しくなってくると思う。ただでさえ世の中人手不足で、ある程度失業率も下がってきたが賃金は上がらない。募集が多いため、仕事しないとやっていた人や諦めていた人たちが意外に働くようになってきて、無償でという方や最低賃金を割ってもいいという方は少なくなってきて、さらに最低賃金も上がってきている。ボランティアの養成というより、福祉の中で皆が働けるような場面を増やしていかないと、福祉業界は先細りしてしまうのではないかと。
- ・高齢者施設へのボランティアは活発に行われているが、障がい者施設での活動にも参加して、そこから理解を深めてほしい。
- ・障がい者支援施設においては、利用者の多様なニーズに応えるためにはボランティアの存在は大きく、欠かせない存在である。ボランティア育成は施設としても有効な社会資源となるので、施設及び施設職員もボランティア体験講座等の開催に協力できると良い。

(12) 福祉教育の推進 <全7件>

- ・ろう学校と居住区の普通学校との交流をたくさん深めてほしい（現在は1年に1回）。ただ、せっかく行ったのに、コミュニケーションが取れず、寂しさを感じてしまう状況もある。手話通訳を付ける等の特別な配慮があると良い。
- ・障がいのある自分の子を小学1年から普通の小学校へ入れてもらい嬉しかった経験がある。当時の校長先生が意地悪をする子を叱ってくれていた場面は親としても感動した。公平に扱ってくれたことで、キャンプ等の行事にも同じように参加することができ、本人も先生も、親同士も楽しく過ごすことができた。中学から他市の養護学校へ通うようになったときも、バスが近くまで迎えに来てくれたことは嬉しかった。
- ・障がい者に対する理解と認識を深め、思いやりの心を育てる狙いで、中学生が福祉施

設訪問に来ている。現在は市内の中学校1校だが、福祉体験というと高齢者施設が多いようなので、障がい者施設にも訪問してもらい、若いうちに正しい教育をしていけば、差別や偏見がなくなるのではないか。マスコミの報道等で精神障がい者に人たちは怖いと思われがちなので、他の中学校からも申込みがあれば積極的に受け入れ、普通に生活している人たちだということを知ってもらえるようにしたい。

- ・福祉体験としては、小さい頃から身体や知的の障がいの人と一緒に過ごす機会を設け、理解が難しい精神障がいの人とは中学生頃から交流する体験を持つということが良いかもしれない。
- ・発達障がい等の児童生徒ができる限り普通学級で活動できるようにするための環境の充実（人間的な面と指導者の理解向上）。
- ・教師や父母への精神疾患理解に向けた普及啓発。引きこもりや不登校時の適切なケアの実施、早期発見。病気の知識がないことから発見が遅れるので、精神疾患が誰にでも起こり得ることだという教育を実践することが必要である。
- ・小中学校における福祉体験教室に積極的に取り組み、福祉の現場を体験することにより、高齢者・障がい者への理解を深め、社会福祉への関心を高めることで、道德教育や福祉教育を体験できる。そのため、福祉課、学校教育課、市社協、福祉施設の連携により、福祉体験プログラム等の充実を図り、学習効果の向上を図りたい。

(13) 総合的な生活支援サービスの充実 <全7件>

※意見等は、第5期障害福祉計画・第1期障害児等福祉計画を参照

(14) 行政機関の窓口等での配慮や障がいへの職員の理解 <全7件>

- ・手話を知らない職員は、決まって筆談をするが、聴覚障がい者にはいろいろな人がいることを分かってほしい。特に高齢のろう者は学校に行くことができなかつたため文字が苦手だったり、理解できなかつたりする人も多い。漢字にはふりがなを付けたり、絵やジェスチャーでコミュニケーションをとる等分かりやすいように工夫してほしい。
- ・自分は市の窓口ではやさしくいろいろなことを教えてもらったので良かった。自分は気軽に話せるが、他の人は誰に何を話していいのか怯えているのではないか。昔は市の職員は取っつきにくい人もいたが、今は皆やさしいということを知ってもらいたい。
- ・市の職員は定期的に異動してしまうので、障がい者の当事者団体も役所の職員に障がい者の味方になってもらうという姿勢で、一緒に説明し関わってけると良いのではないか。
- ・障がい者の方の手続きについて、窓口での適切な配慮が受けられるような市の職員における障がいへの理解の促進は、市役所のどの窓口でも必要なのでお願いしたい。また、福祉課等では更新手続きには何回も行かなければならないので、もっと簡素化できないか。例えば、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証の期日は一緒だが、福祉サービスの期日も一緒にして、書類を一体化する等。文字が書けない障がい者の方もいる中では、一枚にする等簡素化の工夫を進めてほしい。

- それぞれの障がいを理解するために、市役所の職員の方々はどのように学んでいるのでしょうか？
- だんだんと機械化されてしまい、ほとんどカード一括でほとんどの届出等が簡単に受け取れる中、障がい者特に知的障がいの方への配慮が少ないように思う。例えば、絵カードや手順書等分かりやすいシステムを使い、より窓口でスムーズに用が足せるようになると良い。
- 行政からの積極的な情報提供が少ないため、窓口相談時こそ、相談者の困っている現状や希望する生活について話をしっかり受け止めてほしい。知らないことで孤立し、疲弊している家族が多くいる。生活面での変化等についても声をかけてほしい。

(15) 就学支援施策の推進 <全6件>

- 手話のできる教職員がいれば、遠方のろう学校へ行く負担を減らすことができる。
- 一般の学校には行けない障がい者も多く、昔は差別も多くあったので、特別支援学校に行けると良い。また、特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を望みたい。学力を付けるためには是非学校に行ってもらいたいので、経済的な支援も求めたい。
- 特別支援学級の教員に対して、児童についての障がい特性と問題行動の捉え方、また指導法に関する研修等、特別支援学校教員による小中学校への研修会の実施。一般の学校では不慣れな教員や知識のない教員が担任になることもあるので、互いに交流して学び合える場ができると良い。
- 一般小中学校における特別支援教育の理解の向上と特別支援学校との連携の推進。インクルーシブ教育システムの構築や障がい者への合理的な配慮、差別解消等、周りの外堀は埋まってきているが、学校では何をどうして良いか分からず困っているという話をよく聞く。教員も速いテンポで変わってしまうので、対応が追いついていない。巡回指導や事例研究はあるが、そういった場を増やして、もっと一般小中学校も煙たがらないで、近しく考えて参加してほしい。自分の学校の中で考えるだけで何とかなるものではないので、受け入れてもらえるよう働きかけができると良い。
- より良い就学支援になってきており、蒲郡市でも相談支援の部分でよく連携できていると思うが、人材不足で手一杯のようにも見える。特別支援教育に関する教職員の専門性はまだまだで、一つ間違えると差別解消法に引っかかって罰せられないかと心配な場面を見ることもある。例えば、ADHD（注意欠陥多動性障がい）は字を書くことに抵抗があるという特性があるが、無理強いして居残りで宿題をさせても学習効果は上がらず、逆に苦しくて心がすさんで、不登校につながったりする。本人はやりたいと思っているのにできない、という心の中を分かろうとせず、少しの成長も認めようとしていないように見える。ほとんどは良かれと思っての一生懸命の対応ではあるが、障がいについての理解が乏しいからだと思う。上手に対応している先生方もいるので、学校全体でのスキルアップを願いたい。
- 療育体制の充実にも関わるが、教育委員会にも、小学校の教員にも、もう少し頑張ってもらいたい。

(16) 啓発・交流の促進 <全6件>

- ・誰もが障がい者等に自然に手助けすることができる「こころのバリアフリー」は重要だと思う。障がい者自立支援協議会を中心に、研修会を開催する等して、各団体で連携して相談・支援の充実を図ってほしい。相談者として聞いてあげられるようにしていきたい。
- ・小学校や中学校に通う特別支援学級の児童が高等部から特別支援学校に来る場合、その保護者が障がい者雇用での就職を期待しているが、現実を知らされて愕然とすることも多い。保護者が障がいサービスの内容を知らないというケースもまだ多く、発達支援を必要とする児童に関わる者が必要とするサービスを早い段階から知ることができるような啓発活動を促進してほしい。例えば、近隣の豊川市や豊橋市では、保護者と生徒、教員向けの事業所紹介フェアをやったりしている。夏休みの短期利用を知ってもらうためにというきっかけもあったようだ。
- ・蒲郡市の人が蒲郡市内のサービスを利用するとばかりは限らず、その逆もあるので、そういった就労系の事業所フェアのようなものを開催する際は、東三河レベルで一緒にやっていくこともできれば良い。サービス事業者も増え、ただ送迎をするだけで何もしないような、いい加減な対応をしている場合もあるので、ただの空き情報だけではなく、適切な正しい情報や選択できる情報を提供していく必要がある。
- ・個々の障がいを理解することに、すべての項目に当てはまる答えがあると思う。
- ・市内の障がい者福祉施設等で地域との交流イベントが継続的に開催されているが、浜町福祉センターを中心とした交流事業を、市民と共に楽しめる内容で定期的に行ってほしい。
- ・せっかく様々な支援策があり、事業所も充実してきている。それらの内容や活動が市民に周知されなくては、もったいない。障がい者やその家族の中には、どこに、どのように相談して良いか分からない方もいる。市広報や様々な媒体を通じ、より積極的な情報提供をお願いしたい。

(17) 総合的な相談支援・権利擁護体制の充実 <全5件>

※意見等は、第5期障害福祉計画・第1期障害児等福祉計画を参照

(18) 地域福祉の仕組みの構築 <全4件>

- ・地域の人々に自分の子に何かあったときに少しでも気にかけてもらえたらと思っていた。5歳くらいまでは外が好きで、周りからバカ等と言われても、自分は悲しかったが本人は嬉しくて、遊びまわっていた。しかし、大きくなってからは家でテレビを見る方が好きになってしまい、外に行かなくなってしまったので、とにかくいろいろなところに連れて行くようにしてきた。
- ・地域住民、関係機関、団体が協力し、助け合い、支え合いができると思い。
- ・地域みんなでの助け合いによる福祉が大切で、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを大切に、困ったときに助け合える、健常の人も障がいを持った人も共に生きる社会づくりを目指した、地域ぐるみで福祉を考えていくための計画が必要だと思う。

- ・民生児童委員による障がい者への理解。施設を訪問した際に当事者との交流や家族会との交流を通して生の声を聞き取り、地域の当事者に対しての支援に力を注いでほしい。

(19) 情報・コミュニケーション <全4件>

- ・点字版広報があるなら、手話動画を取り入れてほしい。
- ・広報やホームページを見ている障がい者の人は少ないと思う。情報入手が困難な人たちのためにどのように伝えるのか、市の職員さんが施設に来て説明する等の方法を考えてほしい。
- ・外国人のための通訳の充実。また通訳者を学校や施設等に派遣できる制度づくり。
- ・まだまだ、障がい者のこと、事業者のことは市民に知らされていないと思う。どのような機会を持てば広がるのか、まず話し合うことが大切なかもしれない。

(20) 人にやさしい街づくり <全3件>

- ・目で見て確認できる情報を多く取り入れてほしい。
- ・特に障がい者や高齢者のために合理的な配慮ができる街づくり、障がい者の視点を重視した街づくりができると思う。
- ・物理的障壁の除去のほか、タクシー利用が促進できると、バリアフリーの一環ともなり得る。現在もタクシー助成はあるが、利用頻度が高いと大きな負担となる。よって、タクシー利用についてさらに利用しやすい環境が望まれる。それにより、人との交流や文化活動の幅が広がる。

(21) 防犯・消費者トラブル対策 <全3件>

- ・文章を理解できないろう者がいるということも踏まえて、情報を分かりやすく工夫してほしい。
- ・被害内容別に相談窓口を分かりやすく提示してほしい。
- ・神奈川県相模原市の障がい者施設での事件を受けて、施設の防犯対策の強化、並びに地元警察との協力体制をとっていきたい。防犯と施設開放とは相いれないところもあるが、防犯も大切というところでは、警察の指導を学ぶべきと思う。

第4章 基本的な考え方と重点課題

1 計画の基本的な考え方

本計画の基本理念と基本目標を、次のとおり設定します。

(1) 基本理念

本市は、市の最上位計画である「第四次蒲郡市総合計画」（平成23～32年度）の基本理念として、『人と自然の共生』、『安全・安心・快適』、『人づくり』、『明るく元気』、『協働・交流』を掲げ、市民が主役となって活躍して人とまちが輝くこと、市民・事業者・行政が協働して新たな魅力を育み交流を活発にすること等を目指しています。

また、「蒲郡市第2次障害者計画」（平成20～29年度）は、基本理念として『ノーマライゼーション』及び『リハビリテーション』、また『完全参加と平等』を掲げて、共に生きる社会、障がい者の自立と社会参加を目指した取り組みに努めてきました。

本計画は、このような上位計画の理念を踏まえ、第2次計画の考え方を継承しつつ、本計画が目指すものをよりわかりやすく表現するため、『みんなが参加し、つながり、共に生きる蒲郡の実現へ』という基本理念を設定し、すべての市民が社会を構成する一員として、様々な分野の活動に参加し、交流し、障がいを理由とする差別等を受けることなく、共に生きていく社会の実現を目指します。

基本理念

みんなが参加し、つながり、共に生きる蒲郡の実現へ

(2) 基本目標

本計画は、基本理念の実現に向けた施策を推進するにあたり、次の3つの基本目標を設定します。

- 支え合いの促進と差別の解消
- 総合的な生活支援の充実
- 自立と社会参加の促進

支えあいの促進 と差別の解消

平成 28 年度に実施したアンケート調査では、様々な場面における障がいを理由とする差別等の経験について、率直な意見が寄せられ、逆に好ましかった配慮や心づかいを受けた経験もあがっています。

共に生きていく社会の実現には、市民一人ひとりが互いの個性を尊重し、様々な機会や場面で市民同士が支え合うような地域づくりが欠かせません。

市民同士、より理解を深めるための取り組みとともに、福祉活動への積極的な参加を促す取り組み、そして、あらゆる分野で障がいを理由とする差別を解消し、必要な配慮を行う取り組みを推進します。

施策：啓発・広報、地域福祉の推進、差別の解消と配慮

総合的な生活 支援の充実

共に生きていく社会の実現には、障がい等の早期発見・早期対応から、児童の発達支援、就労支援、住まいの確保、生活支援等、切れ目ない、一貫した総合的な生活支援が求められます。

アンケート調査で比較的満足度が高かった妊娠・出産期や乳幼児期からの保健サービスのさらなる充実とともに、インタビュー調査で多数の意見が寄せられた居住の場の充実、さらには、複合的な課題に対応できる相談支援や権利擁護体制の充実、サービス等の選択を支援する意思決定支援の充実等、ニーズに応じた総合的な生活支援の充実を進めます。

施策：相談支援・意思決定支援等、保健・医療、生活支援

自立と社会参加 の促進

第 1 次計画、第 2 次計画から続く自立と社会参加を目指した取り組みを、さらに強化する必要があります。

アンケート調査で特に満足度が低かった雇用・就労に関する取り組みの強化が求められているほか、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えつつ、一人ひとりの個性や能力を発揮できるよう、障がい者のスポーツ活動や文化芸術活動の振興を図る必要があります。

また、防災等の安全・安心に関わる施策は、アンケート調査で聞いた今後の重要度で上位にあがっている施策であり、インタビュー調査でも多数の意見が寄せられていることから、共に生きていく社会、自立と社会参加の基盤となる安全・安心の取り組みのさらなる充実を進めます。

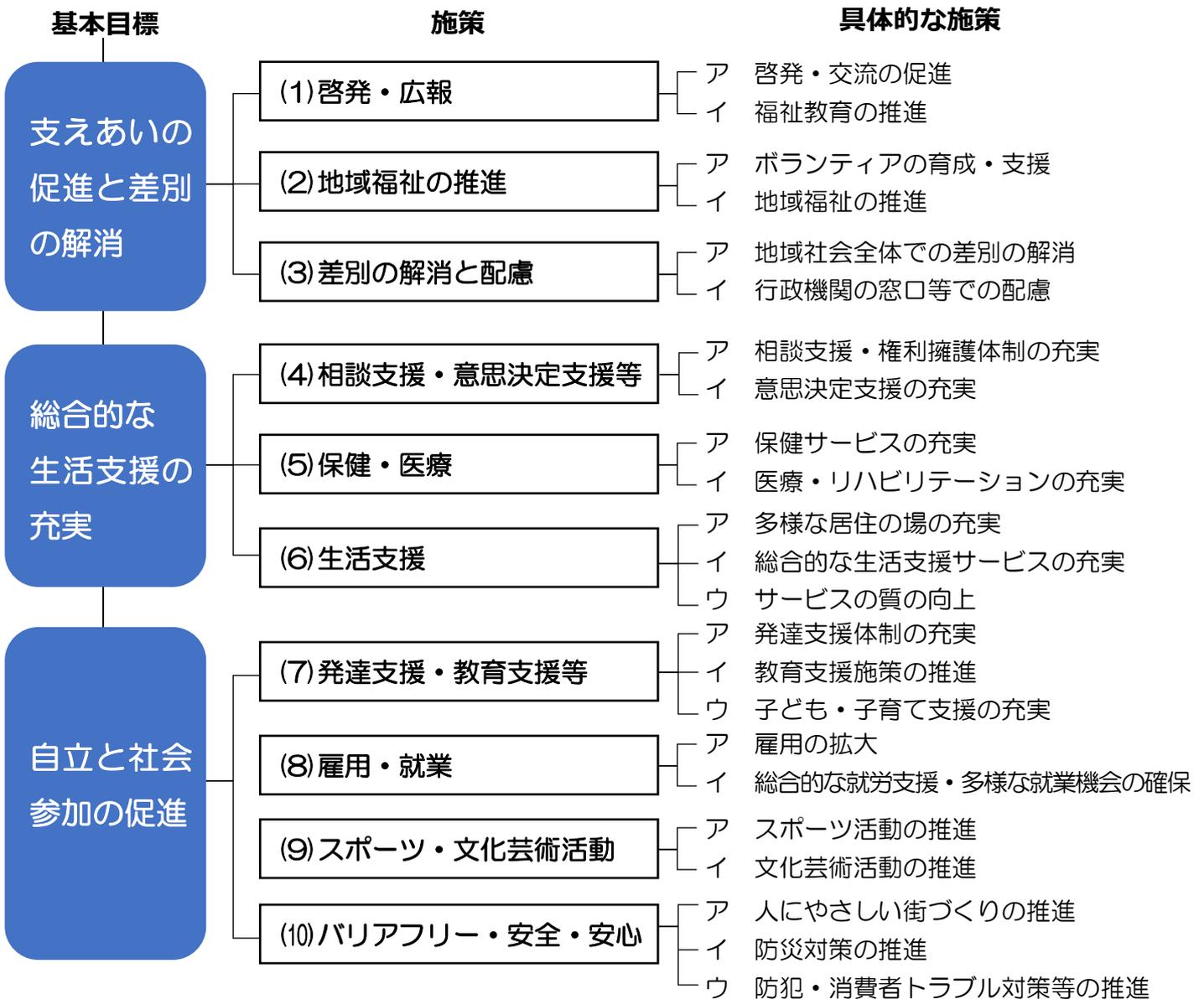
**施策：発達支援・教育支援等、雇用・就業、スポーツ・文化芸術活動、
バリアフリー・安全・安心**

2 施策の体系

本計画の施策の体系は、次のとおりです。

理念

みんなが参加し、つながり、共に生きる蒲郡の実現へ



3 施策ごとの重点課題

第2次計画の進捗状況、平成28年度に実施したアンケート調査やインタビュー調査を通して寄せられた当事者や関係者の意見を踏まえて、本計画の10の施策ごとに重点課題を次のとおり設定します。

(1) 啓発・広報

- 障がいへの正しい理解を広める施策については、手帳を持っていない人（手帳不所持者）の満足度が極端に低く、手帳不所持者の多くは、“発達障がい”や“自閉症”等の方であることから、これらの障がいへの理解を広める取り組みや市民同士のふれあいや交流の機会の拡大が重点課題です。

→ **発達障がいや自閉症等への理解を深める啓発・広報、市民同士のふれあいや交流の機会の拡大**

(2) 地域福祉の推進

- 地域の行事や活動へ参加していない理由として、“視覚障がい”や“難病”は「いっしょに行く人がいない」という理由が最上位となっており、付き添いや見守りに関わるボランティア等の育成が求められています。

→ **視覚障がいや難病等の付き添い・見守りボランティア等の育成**

(3) 差別の解消と配慮

- この施策の現状への満足度は低い一方、市の障がい者施策全般の満足度との関連が最も強い施策であり、(1)～(10)のあらゆる施策における差別の解消と配慮の取り組みが課題です。
- 見聞きした差別の事例としては、「他人からの視線や傷つく言動」が最も多く、次いで「内部障がい・精神障がい・発達障がい等、見た目では障がいの有無が分からないことでのトラブルや差別」が多くあがっており、上記(1)と共通する課題です。

→ **市役所職員や広く市民、事業者へ、障がいへの理解、差別の解消と合理的配慮への理解を促す取り組み**

(4) 相談支援・意思決定支援等

- 相談支援や権利擁護に関する施策の満足度は、全施策の平均並みである一方、意思決定支援（情報・コミュニケーション支援）は、全施策の平均以下となっており、サービスの利用の場面をはじめ、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援する取り組みが課題です。

→ **相談支援・権利擁護の窓口の利用促進と、サービスの選択・利用等の際の意思決定支援**

(5) 保健・医療

- 保健サービスは、本市の障がい者施策で最も満足度が高い施策となっており、障がいへの早期対応をはじめ、一人ひとりに応じたきめ細かい取り組みを継続する必要があります。
- 医療的ケアを必要とする人は“身体障害者手帳”30.1%、“療育手帳”5.7%、“精神障害者保健福祉手帳”9.7%であり、高齢化や重度化に伴う対象者増への対応が求められます。

→ **個別支援と医療的ケアの取り組みの充実**

(6) 生活支援

- 多様な居住の場の充実は、インタビュー調査で最も多くの意見・要望・提案があった施策であり、空き家対策と福祉サービスの連携や仕事と居住の総合的な支援、民間賃貸住宅の活用促進等、様々な取り組みが求められています。
- 日常生活を支援する福祉サービスや経済的な支援は、今後の重要度が“行政機関の窓口等での配慮や障がいへの職員の理解”、“福祉サービスの質”に次いで上位にあがっており、地域移行や地域生活を総合的に支援するサービスの充実とともに、質の確保が課題です。

→ **多様な居住の場の確保・総合的な生活支援の充実**

(7) 発達支援・教育支援等

- 発達支援や教育支援に関して、「不満」の割合が比較的高い項目は、“発達の遅れや障がいの指摘・説明”(34.6%)、“放課後や長期休暇中の居場所”(31.1%)、“保育園・幼稚園から小学校への情報の引き継ぎや連携”(30.8%)で、これらの満足度向上が課題です。
- 特に“放課後や長期休暇中の居場所”は、満足度が最も低い水準であり、この施策・サービスの充実、質の向上が求められています。
- 教育や通園先・通学先での生活について、さらに充実してほしいことは、“0～5歳”、“6～11歳”、“12歳～”のいずれも、「子どもの能力や特性に合わせた指導・支援」が最上位で、教育支援の充実が求められています。
- インクルーシブ保育・教育にあたり、児童や保護者等のニーズに応じた子ども・子育て支援の充実が課題です。

→ 切れ目のない発達支援・教育支援体制の充実

(8) 雇用・就業

- 雇用の拡大は、本市の障がい者施策で満足度が最下位であり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者では、満足度は15.4%と極端に低いことから、法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障がい者が追加【施行平成30年4月1日】されることを見据えて、企業等への啓発を図る必要があります。
- 総合的な就労支援についても、現状の満足度が低い施策であることから、関係機関のさらなる連携強化と離職を防ぐ定着支援の強化が課題です。

→ 精神障がい者等の雇用に関する企業への啓発、就労支援等の質の向上

(9) スポーツ・文化芸術活動

- スポーツ・レクリエーションの推進は、インタビュー調査で比較的多くの意見・要望・提案があった施策であり、児童・生徒に対してスポーツに親しむ機会を増やしたり、身近な場でスポーツやレクリエーション活動ができる場、仲間づくりの場、重度でも参加できるようなプログラムづくり等とともに、これらの活動を支援するボランティアの育成が求められています。
- 文化芸術活動については、インタビュー調査で障がい者が参加しやすいカルチャースクール等を設置や、作品展等発表する機会への支援を求める声があります。

→ 文化芸術活動等に関する情報の周知や活動を支援する人材づくり

(10) バリアフリー・安全・安心

- 外出のときに困っていることの上位2つが「道路の段差や路上の障害物」、「駅や公共施設の階段」となっており、公共空間のバリアフリー化の促進が課題です。
- 防災対策は、本市の障がい者施策の今後の重要度でも、インタビュー調査の意見等の多さでも上位にあがっており、福祉避難所の周知や運営方法の明確化、医療的ケアへの対応、防災訓練の充実（当事者参加型の体験訓練等）が求められています。
- 防犯対策は、「安否確認の声掛け・見守り」がいずれの障がいの種類でも、隣近所等に手助けしてほしいことの上位にあがっており、前述の(1)や(2)の施策を通じたつながりの促進が課題です。

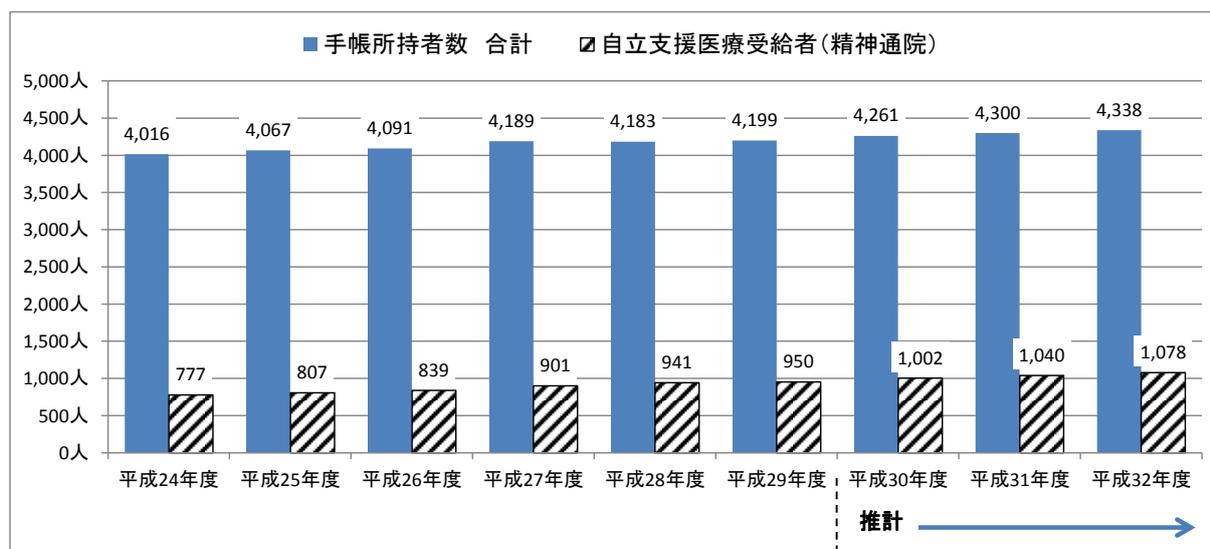
→ **福祉避難所の周知や運営方法の明確化、医療的ケアへの対応、防災訓練の充実、地域ぐるみの防犯対策**

4 障がい者数の推計

障がい者数は、過去の伸びを踏まえて推計を行いました。

なお、身体障がい者、知的障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳の各手帳所持者数を推計する一方、精神障がい者は、精神障害者保健福祉手帳所持者が一部の方に限られるため、自立支援医療受給者数の推計を併せて行いました。

図表 33 障がい者数の推計



区分	実績			推計		
	第4期			第5期		
年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
身体障害者手帳所持者	3,069	3,020	2,985	3,007	3,001	2,994
療育手帳所持者	568	590	612	619	633	647
精神障害者保健福祉手帳所持者	552	573	602	635	666	697
手帳所持者数 合計	4,189	4,183	4,199	4,261	4,300	4,338
自立支援医療受給者(精神通院)	901	941	950	1,002	1,040	1,078

(各年度末現在)

第5章 施策の推進

1 支え合いの促進と差別の解消

(1) 啓発・広報

ア 啓発・交流の促進

「広報がまごおり」や「社協だより」等を通じて、障害者差別解消法等の周知を行っており、今後もこれらの施策を継続実施するとともに、交流活動や啓発活動を通じて、発達障がいや自閉症等について、さらに理解を深める取り組みを推進します。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
広報等による障がい者施策に関する効果的な情報提供	◎		発達障がい、障害者差別解消法等、障がいや障がい者への理解を広めるための広報特集記事の掲載を行いました。 市のホームページでサービスについて情報提供を行っています。	市民がわかりやすく、親しみやすい広報紙づくりを通じて、障がいや障がい者に関する市民への啓発に取り組みます。 また、市のホームページを活用した障がい者福祉に関する情報提供や市民に対する啓発に努めます。	福祉課
教職員・市職員の研修の充実	◎		障害者差別解消法の研修を市職員向けに平成 27・28年度で開催し、障がい特性や必要な配慮の周知を行いました。 特別支援学級の担任へ向けた研修会を実施しました。 通常のクラスの担任も参加できるよう子どもの発達に関する研修会を実施しました。	発達障がい等、多様化する障がいへの理解を深めるよう、教職員の資質の向上を図るとともに、福祉担当者にとどまらず、市職員全体の障がいや障がい者に対する理解を高めるための研修を今後も継続を検討します。 合理的配慮・インクルーシブ教育・障害者差別解消法等について、特別支援教育の充実に向けた研修に努めます。	学校教育課 人事課 福祉課
交流活動への支援の充実			障がい者団体への助言、アドバイスを実施しました。	開催場所の提供や開催に関わるアドバイス等、障がい者団体や地域等による交流活動への支援に努めます。	福祉課 市社協
「障害者週間」等の啓発活動の推進			障害者週間の紹介や、障害者週間に向けた作品募集等のポスター掲示を行いました。	「障害者週間」(12月3日～12月9日)について、広報がまごおりやポスター掲示等を通じて周知を図ります。	福祉課

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
「福祉まつり」 「ふれあいレクリエーション大会」等の開催			「福祉まつり」、「障害者ふれあいクリスマス会」を毎年開催しています。	引き続き、ふれあい事業を通じた障がい者の交流を推進します。また、福祉まつり等のイベントを通じて市民相互の交流を進め、福祉のこころを醸成していきます。	福祉課 市社協
「のびる子作品展」 「のびる子ショップ」の開催			「のびる子作品展」・「のびる子ショップ」を実施しました。年々来てくれる方が増加しており、ショップは市民会館で行いました。	市の広報や学校からの案内チラシを通して、PRに努め、特別支援教育の理解や関心を高めます。	学校教育課
障がい福祉・ 発達支援事業 所フェアの開催	◎	◎	平成 29 年度から障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく事業所が参加し、事業の内容や特徴を紹介するイベントを開催しています。	市内事業所の紹介・福祉制度の解説の講義を行うことで障がい福祉分野の周知啓発に努めます。また、障害福祉サービス利用予定者、特別支援学校、福祉分野に就職を考えている学生等にも呼びかけをし、周知啓発とともに人材育成・確保にも努めます。	市社協（蒲郡市障がい者支援センター）

イ 福祉教育の推進

市社協と学校等が連携し、福祉教育を進めており、今後もこれらの施策を継続実施し、より多くの児童・生徒の障がいや障がい者に対する理解を深める取り組みを推進します。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
学校・地域等における福祉教育の推進			平成 28 年度は、総合的学習の時間に車いす講習会を3校で実施しました。	今後も、総合的な学習の時間や地域のボランティア・市民活動団体等の研修・活動の一環として、車いす・手話・ブラインドウォーク・点字等体験学習を実施し、福祉を理解する機会を充実します。また今後は、講師のスキルアップと講習依頼にあたり、学校の先生、子ども会、PTA、企業（銀行やデパート等）を対象に講習会を開催します。	学校教育課 市社協

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
福祉協力保育園、福祉協力校の設置			ふれあいクリスマス会や福祉まつりに福祉協力保育園に支援していただいています。	高齢者との交流やボランティア活動を通じて福祉を学ぶとともに、高齢者や障がい者と共に生きる地域社会の身近な福祉課題に関心を持つよう助成していきます。	市社協
福祉実践教室の実施			総合の学習の年間指導計画の中で、福祉体験学習に取り組んでおり、平成28年度は12校にボランティア講師158人を派遣し、延べ参加生徒数724人となっています。	市社協と小・中学校が連携し、福祉ボランティアを体験する福祉実践教室を随時実施します。 今後も、多くの児童・生徒の体験学習を継続します。	学校教育課 市社協

【実施目標】

評価指標	担当課等	平成28年度実績値	平成35年度目標値
広報による障がいに関する特集回数	福祉課	2回	2回
差別解消や合理的配慮の提供について職員への周知回数	福祉課	1回	1回
障がい福祉・発達支援事業所フェアの開催	市社協(蒲郡市障がい者支援センター)	0回	1回

【成果目標（次の施策に関する計画対象者の満足度※）】

施策	平成28年度実績値	平成35年度目標値※
障がいに対する正しい理解を広める啓発・交流	41.7%	57%以上

※実績値は、手帳所持者等アンケート調査で各施策について「満足」「やや満足」の割合

※目標値は、「各施策の満足度」と「施策全般の満足度との関連度」(24ページ図表22参照)に基づき次の考え方により設定(以降も同様)

- ①満足度が平均(45.3%)以上の施策は、5%程度の上昇を目指す
- ②満足度が平均(45.3%)以下で、関連度が平均(57.5%)以上の施策は、15%程度の上昇を目指す
- ③満足度が平均(45.3%)以下で、関連度が平均(57.5%)以下の施策は、10%程度の上昇を目指す

(2) 地域福祉の推進

ア ボランティアの育成・支援

手話奉仕員の育成や市民病院における院内ボランティアの配置、市福祉課におけるピア・カウンセラーの配置等、ボランティアの育成・配置を進めており、今後も、意思疎通を支援するボランティアをはじめ、社会資源を有効に活用しつつ、ボランティアの育成・支援を図ります。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
市社協・ボランティアへの支援			障がい者へのボランティア支援としては、ガイドヘルパー、やさしい街を探す会、音訳、手話、点訳要約筆記があり、技術の市民向け研修やスキルアップの研修を行っています。	今までの福祉技能ボランティア研修の継続とともに、新しいAIやIT機能(UDトーク)等の活用を検討します。	福祉課 市社協
ボランティアの育成	◎		平成 28 年度は手話奉仕員養成講座を全 40 回開催し、9人受講、音訳講習会を全5回開催し、19 人受講となっています。	手話、点字、ガイドヘルパー等のボランティアに関する各種講座を開催しており、今後も参加者の状況や意向、協力団体の意見等を考慮し、必要に応じて講座内容の見直しを実施します。 また、本市在住の外国人の増加傾向を踏まえて、UDトークのさらなる活用を検討します。	市社協
知的・精神ボランティアの育成・支援	◎		知的障がい者施設に支援ボランティアが登録しており活動をしています。	知的障がい者へのボランティア支援はありますが、精神障がい者へのボランティアは少ないため、話し相手、外出、カラオケ同行のボランティア活動を行う市民団体を育成・支援します。	福祉課 市社協
社会資源の有効活用の推進			公共施設や空き店舗等を利用した、いきいきサロン、居場所づくりは活発に行われていますが、障がい者を中心とする活動には至っていません。	障がい者への研修や講習会、また、相談等を通じて、障がい者や家族が中心となる活動を支援します。	福祉課 市社協

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
民生委員・児童委員活動の継続実施			地域の身近な相談相手として、高齢者や障がい者を中心に、助言や行政へのつなぎ役として、必要な支援を行っています。	地域住民の生活や育児、介護、障害等様々な問題を解決するため、相談相手として、又は市役所や関係機関へのつなぎ役として、支援活動を行います。	福祉課 市社協
院内ボランティアの充実			平成 26 年 10 月 1 日より、市民病院の正面にコンシェルジュを1名配置し、ボランティアと併せて障がい者に対し、適切な対応ができる体制となっています。	障がいの程度・内容に関わらず、来院した患者が安心して治療を受けられるためのサポートを行えるよう指導します。 また、必要に応じて勉強会を開催します。	市民病院
ピア・サポート活動の推進			市福祉課においてピア・カウンセラーを配置しており、日々当事者の立場から障がい者やその家族の相談に乗り、助言を行っています。	障がい者やその家族に対して、自らが同じ立場に立って、障がい者を支援するボランティア活動(ピア・サポート活動)を今後も支援していきます。	福祉課

イ 地域福祉の推進

本市は、社会福祉法に基づく地域福祉計画を策定し、身近な地域における住民主体の支え合い活動の促進を図っているほか、市社協は市の地域福祉計画を踏まえた地域福祉活動計画を策定し、地域福祉活動の計画的な展開に努めています。

今後は、障がい者やひとり暮らし等の増加を見据えて、住民同士の支え合いによる生活支援ニーズへの対応の充実に努めます。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
市地域福祉計画、市社協地域福祉活動計画の推進			市は第1期地域福祉計画(平成 23～27 年度)、第2期地域福祉計画(平成 28～32 年度)を策定しました。 市社協は、第1期地域福祉活動計画(平成 23～27 年度)、第2期地域福祉活動計画(平成 28～32 年度)を策定しました。	市や市社協、ボランティア団体、サービス事業者、地域住民が協働して地域の福祉の推進に取り組みます。	福祉課 市社協

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
住民相互の支え合いの推進	◎		日常生活の困り事を有償で会員相互が助け合う相互扶助制度として、在宅福祉サービス「ふれあい蒲郡」を設置しており、平成 28 年度は延サービス回数 3,465 回、延活動時間 5,047 時間(年間)となっています。	日常生活の困り事を有償で会員相互が助け合う相互扶助制度として、今後も会員の確保と利用促進を図ります。	市社協

【実施目標】

評価指標	担当課等	平成 28 年度 実績値	平成 35 年度 目標値
ボランティア養成講座参加者数	市社協	724 人	1,000 人
ふれあい蒲郡の延サービス回数・時間		3,467 回 5,008 時間	7,000 回 10,000 時間

【成果目標（次の施策に関する計画対象者の満足度）】

施策	平成 28 年度 実績値	平成 35 年度 目標値
障がい者とその家族を支えるボランティアの育成	39.1%	55%以上
身近な地域の住民同士の支え合いによる福祉の取組	37.6%	48%以上

(3) 差別の解消と配慮

ア 地域社会全体での差別の解消

地域社会のあらゆる場面で、障がい者を理由とする差別の解消を図るため、障害者差別解消法の意義や趣旨について、広く市民の理解を深める取り組みを実施します。

また、障がい者を理由とする差別を解消するためには、本市の実情に応じて、関係機関が差別の解消のための取り組みを主体的に行うネットワークが重要であることから、障害者差別解消支援地域協議会を通じた関係機関の情報共有と事例検討を進めます。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
差別解消に関する市民向け講演会等の実施	◎		平成 28 年度に障害者差別解消法の一般市民向けの講演会を開催しました。	市民向けの障害者差別解消法に関する講演会等を必要に応じて開催します。	福祉課
障害者差別解消支援地域協議会による差別解消に向けたネットワーク構築	◎		平成 27 年度に障害者差別解消支援地域協議会を設置し、関係機関等による情報共有と対応策等の検討を行っています。	今後も関係機関等から提供された差別に関する相談又は相談に係る事例を協議するほか、地域における差別を解消するための取り組みを協議します。	福祉課 市社協（蒲郡市障がい者支援センター）

イ 行政機関の窓口等での配慮

市の事務・事業において、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うにあたり、職員等に対する障がいへの理解を促進するため、外見からは分かりにくい障がいの特性や求められる配慮等を含めて必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底に努めます。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
対応要領に基づく窓口等での配慮	◎		平成 27 年度に障害者差別解消法に基づく職員対応要領を策定しました。	障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に基づき、窓口等での「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について、適切な対応に努めます。	福祉課 関係課
差別解消に関する職員研修の実施	◎		障害者差別解消法の研修を市職員向けに平成 27・28 年度で開催し、障がい特性や必要な配慮の周知を行いました。	今後も障害者差別解消法研修会を必要に応じて開催します。	福祉課 関係課

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
窓口へのピア・カウンセラーの設置			市福祉課においてピア・カウンセラーを配置しており、日々当事者の立場から障がい者やその家族の相談に乗り、助言を行っています。	今後も窓口にてピア・カウンセラー(同じ障がい等のある相談援助者)を設置し、障がいへの理解や障がいの特性に配慮した適切な対応に努めます。	福祉課

【実施目標】

評価指標	担当課等	平成 28 年度 実績値	平成 35 年度 目標値
蒲郡市障害者自立支援協議会の権利擁護部会の開催回数	福祉課 市社協(蒲郡市障がい者支援センター)	2回	2回
差別解消や合理的配慮の提供について市民向け講演会等での周知回数	福祉課	1回	1回
差別解消や合理的配慮の提供について職員への周知回数【再掲】	福祉課	1回	1回

【成果目標 (次の施策に関する計画対象者の満足度)】

施策	平成 28 年度 実績値	平成 35 年度 目標値
地域社会全体での障がいを理由とする差別の解消	38.4%	54%以上
行政機関の窓口などでの配慮や障がいへの職員の理解	61.3%	67%以上

2 総合的な生活支援の充実

(1) 相談支援・意思決定支援等

ア 相談支援・権利擁護体制の充実

蒲郡市障がい者支援センターをはじめ、各種相談窓口や相談支援事業所の取り組みを通じて、ライフステージに応じた切れ目のない総合的な相談支援を提供する体制の整備に努めるとともに、蒲郡市成年後見センター等を通じた成年後見制度等の権利擁護制度・事業の活用支援、蒲郡市障がい者虐待防止センターを通じた障害者虐待防止法に関する広報・啓発活動、障害者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援の充実に努めます。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
福祉に関する窓口の充実	◎		窓口において迅速・正確に案内するように務め、手続きの際は関係各課と連携に努めています。 また、蒲郡市障がい者支援センターを含め、事業所に相談業務を委託しており、相談支援体制の充実に努めています。	市福祉課の相談窓口の利便性や手続きの簡素化、関係各課の連携体制に配慮していくとともに、サービスに関する苦情の受付・処理も含め、相談支援の充実に努めます。	福祉課 関連課
蒲郡市障がい者支援センターを中心とするケアマネジメント体制の充実	◎		月2回基幹相談支援センター会議を開催(参加:市内相談支援事業所、市福祉課、市子育て支援課、子育てコンシェルジュ)し、ケース検討、情報交換・共有を図っています。 県主催相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修の受講者にフォローアップ研修を実施しています。	基幹相談支援センター会議に長寿課、地域包括支援センターにも参加を求め、ケース検討を行うとともに、情報交換・共有を進めます。 引き続き、県主催研修の受講者に対するフォローアップ研修を実施し、相談支援専門員及びサービス管理責任者等の質の向上に努めます。	市社協(蒲郡市障がい者支援センター)
蒲郡市成年後見センターによる成年後見制度の相談や申立支援	◎		平成25年に蒲郡市成年後見センターを開設しており、平成28年度の相談件数は延べ437人となっています。	判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、電話や窓口で成年後見制度に関する相談に対応するほか、制度の利用手続きや申立に関する支援を実施します。	市社協

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
成年後見制度利用促進計画の研究		◎	—	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための計画の策定を研究します。	福祉課
成年後見制度利用支援事業の実施			成年後見制度利用支援事業を地域生活支援事業に位置づけ、成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行っています。	成年後見制度の申し立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行います。	福祉課 市社協
日常生活自立支援事業の周知			パンフレットや社協だよりを窓口等に設置することで周知を図っています。 平成 28 年度のサービス利用者は 19 人、生活支援員は 11 人となっています。	相談窓口を通じて福祉サービスの利用支援と併せて事業の活用促進を図るとともに、社協だより等と通じて周知し、利用を促進します。	市社協 福祉課
医療ソーシャルワーカーによる、医療・こまりと相談			医療ソーシャルワーカーを配置し、各種社会資源の紹介や関係機関との連絡調整等を通して心理的社会的不安の軽減に努めています。	社会的背景が複雑になる中、相談内容も多岐にわたってきており、それらに対応できるよう研鑽しながら総合的な相談窓口としての機能を維持します。 さらなる関係機関との連携に努め、心理的社会的不安の軽減を図ります。	市民病院
蒲郡市障がい者虐待防止センターによる虐待防止の取り組み			平成 28 年度は、相談・通報・届出 10 件のうち、虐待認定件数は3件となっています。	今後も電話や窓口で虐待に関する相談に対応するほか、通報・届出を受理し、虐待の事実があったときは、本人と家族等がよりよい環境で暮らすことができるように支援を実施します。	市社協（蒲郡市障がい者支援センター）

イ 意思決定支援の充実

障がい者が必要な情報を円滑に取得できるよう、情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保に努めます。

また、自らの意思決定が困難な障がい者に対して、障がい福祉サービス等の円滑な利用の促進を図るため、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づく相談支援事業者や障害福祉サービス事業者の取り組みを促進します。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
「広報がまごおり」「社協だより」による情報提供の充実			市広報紙への発達障がいや障がい者虐待に関する特集掲載や各種イベント、募集等の掲載を行っています。 また、社協だよりを年3回発行しています。	障がい者福祉に関する特集や記事の掲載等、わかりやすい紙面づくりと掲載内容の充実を図ります。	福祉課 市社協
「広報がまごおり」等の点字版と声の広報の作成			障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（「社会参加事業」）として、毎月1回、視覚障がい者を対象に「広報がまごおり点字版」を発行しています。 また、視覚障がい者で点字の読めない人には「声の広報」（「広報がまごおり」の内容を録音したテープ）を貸出しています。 議会だより等、声の広報と点字版を作成しています。	今後も、朗読、点訳による広報、議会だより、社協だよりの作成を行います。	福祉課 市社協
手話通訳者の派遣			障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業（「社会参加事業」）として、手話が必要とする聴覚障がい者に対して、その意思を伝達したり、仲介を行うために手話奉仕員を無料で派遣しています。 平成 28 年度の派遣実績は、226 回となっています。	今後も、意思決定支援、意思疎通支援を図るため、希望に応じて手話通訳者を派遣します。	福祉課
手話通訳者設置事業			市の相談窓口到手話通訳者設置(月～金 9:00～15:00)しています。	今後も、聴覚・音声・言語に障がいのある人の相談支援を図ります。	福祉課
市のホームページによる情報提供の充実			市のホームページに掲載しているサービスやイベントの情報を定期的に更新しています。	今後も掲載内容の充実を図ります。	福祉課
難病患者への情報提供			難病の方の福祉サービスの利用についてホームページに掲載しています。	市ホームページから難病患者関連情報へのアクセスが可能となるよう、今後もホームページの充実を図ります。	福祉課

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインに基づく取り組みの実施		◎	—	障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインに基づき、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者に対して、障がい者の意思決定支援に配慮した取り組みを促すよう努めます。 また、成年後見制度等の適切な利用を促します。	福祉課

【実施目標】

評価指標	担当課等	平成 28 年度 実績値	平成 35 年度 目標値
相談支援事業の相談件数	市社協（蒲郡市障がい者支援センター）	5,207 件	6,000 件
基幹相談支援センター会議の開催回数		24 回	24 回
成年後見センター相談件数	市社協（蒲郡市成年後見センター）	437 件	850 件

【成果目標（次の施策に関する計画対象者の満足度）】

施策	平成 28 年度 実績値	平成 35 年度 目標値
総合的な相談への支援と権利を擁護する体制	44.2%	60%以上
情報入手・発信への支援、コミュニケーション支援	37.7%	53%以上

(2) 保健・医療

ア 保健サービスの充実

障がいの早期発見・早期対応とともに、生涯にわたる健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実に努めるほか、個別対応を図るための取り組みを推進します。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
「健やか親子」第2次計画の推進			「健やか親子」第2次計画に基づき、平成28年度は、「育てにくさを感じる親への支援」をテーマに現状、対策について考え、地域で取り組みました。	健やか親子21(第2次)計画に基づき、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施します。	健康推進課
乳幼児健康診査の充実			健診で親から相談できるよう、平成28年度から1歳児教室で発達の日安や関わり方、生活習慣の確立の大切さを伝える取り組みを行っています。	疾病の予防、早期発見、乳幼児の健康の保持・増進を図り、心身の発育や発達の遅れが見られる乳幼児の早期発見に努め、早期治療・早期療育につなげます。また、虐待予防も視野に入れ早期発見に努めます。乳幼児の健やかな発育や発達を促すために生活習慣の確立や乳幼児への関わり方等について支援します。	健康推進課
家庭全戸訪問事業の実施	◎		乳児家庭全戸訪問事業の平成28年度訪問実施率は約95%となっています。未実施者へは電話相談、面接、里帰り先での訪問依頼等を行っています。	乳幼児のいる家庭の訪問により、母子の心身の状況や育児環境等を把握し、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳幼児の健全な育成環境づくりを図ります。	健康推進課
「健康がまごおり21」第2次計画の推進			平成28年度は、福祉サービス事業所及び地域生活事業所と連携し、障がい者の方の生活習慣病予防のための健康講話及び健康相談を実施しました。計画推進における体重測定100日チャレンジを周知し、事業所全体での取り組みを促しました。	平成30年度に計画の中間評価を行い、計画の指標や取り組みを修正し、基盤となる事業展開を拡充し、地域への健康づくりの普及を図っていきます。障がい者の健康状態も把握し、関係機関と連携して生活習慣病予防及び健康づくりの推進を図ります。	健康推進課

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
心の健康教室等の開催や心の健康の普及啓発の推進			平成 28 年度は睡眠普及月間等において、広報や地域の機関誌に睡眠やリラクセス法を掲載しました。	地域・職域の中で、「健康宣言」をした企業や事業所に対して、ストレスチェック等の周知を図ります。	健康推進課

イ 医療・リハビリテーションの充実

障害者総合支援法に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費の助成を行うとともに、障がい者が必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、圏域等における医療体制等の充実に努めます。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
自立支援医療の給付			障害者総合支援法に基づく自立支援医療として、精神通院医療、更生医療(身体障害者手帳を所持する 18 歳以上で、人工透析・心臓手術等の医療費)、育成医療(身体に障がいがある 18 歳未満で、人工透析・心臓手術等の医療費)を給付しています。 平成 28 年度は、更生医療 150 件・育成医療 16 件、精神通院医療 950 人(平成 29 年4月1日現在受給者数)となっています。	指定医療機関医療との連携により、自立支援医療の周知を図るとともに、医療費の適切な助成に努めます。	県福祉課
心身障害者医療の助成			身体障害者手帳1～3級、腎臓機能障がい4級、進行性筋萎縮症4～6級、療育手帳A・B判定者、自閉症症状群と診断された人について、医療費の自己負担分を助成しています。	今後も助成を継続します。	保険年金課
精神障害者医療の助成			精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けた人の入院及び通院にかかる医療費の自己負担分を助成しています。	今後も助成を継続します。	保険年金課

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
地域医療・リハビリテーション体制の充実			障がい者歯科診療所を中心として、かかりつけ歯科医の普及や市内外の医療機関との連携が徐々に図られつつあります。	かかりつけ医の普及等、医師会と連携を図りながら推進します。	健康推進課
院内ボランティアの充実（再掲）			平成26年10月1日より、市民病院の正面にコンシェルジュを1名配置し、ボランティアと併せて障がい者に対し、適切な対応ができる体制となっています。	障がいの程度・内容に関わらず、来院した患者が安心して治療を受けられるためのサポートを行えるよう指導します。 また、必要に応じて勉強会を開催します。	市民病院
医療ソーシャルワーカーによる、医療・こまごまと相談（再掲）			医療ソーシャルワーカーを配置し、各種社会資源の紹介や関係機関との連絡調整等を通して心理的社会的不安の軽減に努めています。	社会的背景が複雑になる中、相談内容も多岐にわたってきており、それらに対応できるよう研鑽しながら総合的な相談窓口としての機能を維持します。 さらなる関係機関との連携に努め、心理的社会的不安の軽減を図ります。	市民病院
障がい者歯科診療所			平成21年に障がい者歯科診療所を開設しており、利用者は毎年増加しており、アンケート等での利用者の満足度も非常に高くなっています。	歯科一次医療機関における障がい者歯科診療（特に小児の患者）の充実に努めます。	健康推進課

【実施目標】

評価指標	担当課等	平成28年度実績値	平成35年度目標値
乳児家庭全戸訪問事業の訪問実施率	健康推進課	95.7%	100%

【成果目標（次の施策に関する計画対象者の満足度）】

施策	平成28年度実績値	平成35年度目標値
保健サービス（健診、保健指導、育児指導、生活指導）	63.4%	69%以上
医療・リハビリテーション	54.9%	60%以上

(3) 生活支援

ア 多様な居住の場の充実

市営住宅において障がい者等向け住宅の整備に努めるほか、地域における居住の場の一つとして、グループホームの整備を促進します。

また、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）をはじめ、民間賃貸住宅での居住を支援する取り組みに努めます。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
市営住宅維持管理事業の継続			身体障がい者向け住宅は2戸、高齢者向け住宅は4戸、シルバーハウジングは10戸管理しています。	住宅に困窮する低所得者層に対して、適正な戸数を供給します。 身体障がい者等向け住宅については、適正な戸数の把握と整備に努めます。	建築住宅課
グループホーム整備への支援	◎		多様な居住の場の確保の取り組みとして、ひとり暮らし体験の場の確保に向けた準備を進めています。	地域生活支援拠点の整備に併せて、ひとり暮らし体験の場の確保をするため、自立生活援助の導入等、市内事業所等と協議を引き続き行います。	福祉課
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施		◎	—	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に位置づけ、賃貸住宅に入居する際に、保証人等がない場合の手続きや相談の支援を行う事業を必要に応じて検討します。	福祉課
福祉ホーム事業の実施			市内に2つの福祉ホームがあり、蒲郡市福祉ホーム事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付しています。	今後も福祉ホームに対して補助金の交付を継続します。	福祉課
愛知県あんしん賃貸支援事業の周知		◎	—	障がい者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅と不動産店及び居住支援を行う団体の登録を行い、障がい者等と賃貸人双方の不安を解消する居住支援制度です。 事業について広く市民への周知を図ります。	県福祉課

イ 総合的な生活支援サービスの充実

障害者総合支援法に基づき、一人ひとりのニーズ及び実態に応じて、在宅の障がい者に対する生活支援サービスの量的・質的充実を図るとともに、精神障がい者が地域の一員として安心して暮らしていけるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進めます。

また、自宅や地域で暮らす障がい者の支援にあたり、地域生活支援拠点等の整備を図ります。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の周知			市のホームページに各種制度の案内を掲載しています。 また、手帳交付時に窓口において「しあわせ辞典」を使用し、利用可能な制度やサービスの案内を行っています。	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付しており、今後も広報紙や窓口での案内を通じて、手帳所持により利用可能なサービスや制度の周知を図ります。	福祉課
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保			市内のサービス提供事業者は増加しており、グループホームの新設、通所事業所の新設を図りました。	多様化するニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。 また、福祉施設の入所者の地域生活への移行、地域定着の支援、ひとり暮らしへの支援を図るために、必要なサービスの確保に努めます。	福祉課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	◎	◎	—	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたり、市内又は圏域において保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。	福祉課
地域生活支援拠点等の整備	◎	◎	—	障がい者の居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する観点から、市内又は圏域において地域生活支援拠点等の整備に努めます。	福祉課

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の提供体制の確保			障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等を地域生活支援事業として実施しました。	今後もニーズに応じた地域生活支援事業の充実に努めます。	福祉課
寝具乾燥サービス事業の実施			寝具の衛生管理が困難な在宅の重度身体障がい者に対して、寝具乾燥のサービスを提供しており、平成28年度実績は60件となっています。	事業所へのチラシ配布や市の広報等を通じた利用促進に努めます。	福祉課
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の実施			小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具を給付しています。	引き続き小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具を給付します。	子育て支援課
生活福祉資金の貸付			障がい者の世帯の自立更生を支援するため、資金の貸付を行っており、平成28年度は2件、内1人は障がい者となっています。	今後も生活困窮者への対策の一つとして、必要な人への貸付を実施します	市社協
各種手当の支給			障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当については3か月ごとに年4回手当を支給しており、市障害者扶助料、在宅重度障害者手当、特別児童扶養手当については4か月ごとに年3回手当を支給しています。	今後も各種手当の支給を継続します。	福祉課 子育て支援課
自動車運転免許取得費の助成			身体障害者手帳所持者が指定自動車教習所で教習を受け、普通運転免許証を取得した場合の費用の一部を助成しており、平成28年度の利用者はいません。	今後も助成を継続します。	福祉課
タクシー料金の助成			公共交通機関を利用することが困難な人がタクシーを利用する場合の運賃の一部を助成しています。平成28年度の利用者は549人となっています。	今後も助成を継続します。	福祉課

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
心身障害者扶養共済事業への加入の推進			保護者が死亡したり、身体に重度の障がい有する状態になったときに、年金を支給して障がい者の生活の安定を図る相互扶助制度を推進しており、県が運営しています。	今後も制度の周知を図ります。	福祉課
公共交通機関の運賃割引・タクシー運賃の割引			JR旅客運賃、私鉄旅客運賃、航空運賃、バス運賃割引制度やタクシー会社の運賃割引制度について、各手帳交付時に窓口において「しあわせ辞典」を使用しての説明やホームページに記事掲載をすることで周知を行っています。	今後も制度の周知を図ります。	福祉課

ウ サービスの質の向上

障害福祉サービス等を提供する事業者に対して、第三者評価の適切な実施を促進するとともに、蒲郡市障害者自立支援協議会を通じて、参加機関への質の向上に向けた働きかけを行います。

また、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービス選択と事業者によるサービスの質の向上を促します。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
県の第三者評価推進事業の活用促進			県が実施する「福祉サービス第三者評価推進事業」について、パンフレットや市社協だよりを窓口等に設置することで周知を行いました。	事業者に対して、第三者評価の活用を促します。	福祉課
市障害者自立支援協議会における参加機関への働きかけ			市障害者自立支援協議会が参加機関同士のネットワーク強化、情報共有の場となっており、市の福祉の体制整備に貢献しています。	市障害者自立支援協議会において、県の研修に積極的に参加する事業所の紹介等を行っていくとともに、事業者の自己評価やサービス向上への研究等が行われるよう働きかけます。また、参加者の研鑽の場としても活用され、事業所内においても情報共有が行われるよう呼びかけます。	福祉課

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
情報公表制度を通じたサービス内容の開示		◎	—	施設・事業者が障害福祉サービスの内容等を県へ報告し、その内容を公表する制度が創設されることを踏まえて、市民へ制度を周知し、活用を促進します。	福祉課

【実施目標】

評価指標	担当課等	平成 28 年度 実績値	平成 35 年度 目標値
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	福祉課	未設置	市内又は圏域に設置(平成 32 年度末まで)
地域生活支援拠点等の整備	福祉課	未整備	市内又は圏域に1か所(又は面的な整備)(平成 32 年度末まで)

【成果目標 (次の施策に関する計画対象者の満足度)】

施策	平成 28 年度 実績値	平成 35 年度 目標値
さまざまな居住の場(グループホームなど)の提供	43.4%	54%以上
日常生活を支援する福祉サービスや経済的な支援	49.7%	55%以上
福祉サービスの質	54.4%	60%以上

3 自立と社会参加の促進

(1) 発達支援・教育支援等

ア 発達支援体制の充実

児童発達支援センターを中核とした、切れ目のない重層的な地域支援体制の構築を目指すとともに、医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられる体制づくり等に努めます。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
なかよし広場における指導・相談の実施			1歳8か月児健診後、言葉等精神発達に心配がある子どもや子育てに不安の高い母親について、親子が参加する遊びの教室に誘い、関わり方の指導や相談を行っています。 なかよし広場参加6か月後に評価を行い、教室卒業後の方針を決定し、必要に応じて早期療育や小集団の場につなげています。	今後も集団活動を通して子どもの発達を促すとともに、保護者が子どもへの関わり方を学ぶ教室として、指導・相談の充実に努めます。	健康推進課
発達に関する個別相談の実施			平成 28 年度から保育園での発達相談を新規に実施しています。	今後も心理個別相談(育てにくさを感じる子どもの発達や子育てについて心理相談員が個別相談)、発達相談(ことばがゆっくり、集団行動が苦手等園で心理相談員の個別相談)を実施します。	健康推進課
保育園訪問療育指導の実施			各関係機関と共に発達支援を必要とする児童の保育観察や個別相談指導を行い、保育への活用を促しています。	今後も保育園、認定こども園、私立幼稚園、認可外保育施設での発達を必要とする児童の保育観察と個別相談指導を行い、適切な療育指導を引き続き推進します。	子育て支援課
児童発達支援センターの開設と総合的な発達支援の提供	◎	◎	—	発達支援に関する中核的機能を有する施設として児童発達支援センターを整備し、発達支援を必要とする児童やその家族の相談、発達支援児を預かる施設への援助・助言を合わせて行います。	福祉課 子育て支援課 学校教育課 健康推進課

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
児童通所支援の充実	◎		日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う場として、平成29年4月現在、市内に児童発達支援事業所3か所、放課後等デイサービス事業所6か所が設置されています。	新設を計画する児童発達支援センターを中核として、児童発達支援や放課後等デイサービスの量的拡充と質の向上の支援に努めます。	福祉課
医療的ケアを要する児童への適切な支援	◎	◎	—	重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を図ります。また、医療的ケアに対応する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。	福祉課
保育士の資質の向上			発達支援に関する知識や理解を高め、体験研修を通して、関わり方を学び、保育士の資質の向上に努めています。	今後も研修を通して、発達支援を必要とする児童への関わり方や理解を高めるとともに、療育体験を通じて保育士の資質の向上に努めます。	子育て支援課
障害児連絡会の開催			関係機関との連携を通して、情報交換をすることで、発達支援を必要とする児童とその家庭への支援に努めています。	発達支援を必要とする児童の園での様子等から課題について話し合い、関係機関の連携を図ります。	子育て支援課

イ 教育支援施策の推進

発達支援の有無に関わらず、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組み（インクルーシブ教育）の構築に努めるとともに、児童生徒、保護者、教員等に対して、発達支援や障がいに対する理解を深めるための取り組みを推進します。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
特別支援教育の充実			校内就学支援委員会・市就学支援委員会を開き、必要とする児童生徒の就学について、共通理解に努めました。	今後も発達支援を必要とする児童一人ひとりの個性に応じた特別支援教育を推進し、特別支援学級における教育内容の充実を図ります。 また、教職員の障がいへの理解の推進、専門性の向上、保護者や専門機関との連携、校内での支援・相談体制づくりに努めます。	学校教育課
特別支援教育連携協議会によるバックアップ体制			医療・幼保・行政・学校・保護者等と情報交換を行い、特別支援教育に対する助言や支援等を行う場として、特別支援教育地域連携を考える会を年1回開催しています。	年間1回の協議会を開催し、特別支援教育体制の推進状況について情報を収集するとともに、助言や支援を行います。 今後も特別支援教育体制の構築を図るよう、バックアップ体制を充実していきます。	学校教育課
特別支援学級合同校外学習の実施			平成 28 年度より、小学校と中学校に分かれて、合同校外学習を行っています。 平成 29 年度は、中学校は公共交通機関を利用して学びを中心に行い、小学校は大型観光バス5台を利用し実施しました。	今後も、校外学習の諸活動を通して、特別支援学級在籍児童生徒に体験する喜びや友達との交流する楽しさを広めます。	学校教育課
教育・進学に関する相談支援			平成 29 年度より、「就学に向けた説明会」を通じて、特別支援学級や通常の学級、通級指導等の説明を行うとともに、就学相談の時期を早めました。	今後も、児童生徒、保護者、教員等を対象に、学校教育や家庭教育、問題行動に関わる相談を行います。	学校教育課
進路指導相談会、進路開発懇談会・事業所参観、高等養護学校見学			特別支援学級在籍児童生徒、保護者を対象に、特別支援学校や事業所の見学を行っており、高等特別支援学校の入試についても情報収集を行っています。	今後も、特別支援学級在籍生徒の進路指導・情報交換、事業所・特別支援学校見学を行い、発達支援を必要とする児童の進路の決定を支援します。	学校教育課

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
特別支援学級担任者会の継続			特別支援学級担任初心者研修会や、各校で授業研究を実施しており、研究発表会への積極的な参加も進めています。	今後も、発達の遅れや障がいに応じた指導・教育課程・授業研究等の研修(特別支援学級担任者会等)の実施により、指導力向上に努めます。	学校教育課

ウ 子ども・子育て支援の充実

発達支援の有無に関わらず、児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、発達支援を必要とする児童の子ども・子育て支援等の提供体制の整備に努めます。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
発達支援児の子ども・子育て支援の充実	◎	◎	—	発達支援の必要有無に関わらない、インクルーシブ保育・教育を図るため、就学前の保育・教育(保育園や幼稚園、認定こども園)や児童クラブ等において、児童や保護者等のニーズに応じた発達支援児への支援体制の充実に努めます。	福祉課 子育て支援課 学校教育課 健康推進課

【実施目標】

評価指標	担当課等	平成 28 年度 実績値	平成 35 年度 目標値
児童発達支援センターの整備	福祉課 子育て支援課 学校教育課	未整備	市内に1か所整備 (平成 31 年度末まで)
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	福祉課	未設置	市内に設置(平成 32 年度末まで)

【成果目標（次の施策に関する計画対象者の満足度）】

施策	平成 28 年度 実績値	平成 35 年度 目標値
早期の療育体制（基礎的な生活習慣の形成支援など）	51.5%	57%以上
就学支援（特別支援教育、教育・進学に関する相談など）	50.0%	55%以上

（２）雇用・就業

ア 雇用の拡大

平成25年の障害者雇用促進法の改正により、精神障がい者の雇用が義務化（平成30年4月施行）されたことを踏まえつつ、特例子会社制度等の活用促進等、障がい者の雇用の促進のための取り組みを進めます。

また、公共職業安定所（ハローワーク）と連携し、法定雇用率の達成に向けた啓発等を行うほか、市は民間企業に率先垂範して障がい者雇用に努めます。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
障がい者雇用に関する啓発の推進	◎		愛知労働局や愛知県の要請を受け、障がい者の雇用に関する法律や事業に関するチラシを設置し、広報に努めています。	愛知労働局や愛知県の障がい者の雇用に関する事業のPR(チラシ設置や広報掲載等)を行います。 また、関連機関と連携し、障がい者雇用に関する法律や制度を周知し、雇用の促進を図ります。	観光商工課 福祉課
市役所における障がい者雇用の推進			正規職員及び非常勤職員採用試験における障がい者募集を実施しました。	市職員の障がい者雇用の拡充に努めます。	人事課

イ 総合的な就労支援・多様な就業機会の確保

一般就労をより促進するため、就労移行支援事業所等における訓練の充実を促すほか、「蒲郡市障害者自立支援協議会」の就労ワーキンググループを通じた関係機関の連携による取り組みを強化します。

また、一般就労への定着を支援する新たなサービス事業所の確保に努めるとともに、就労継続支援等、多様な就業機会の確保に努めます。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
就労移行支援・就労継続支援の充実	◎		障害者総合支援法に基づき、就労に向けた訓練等給付(就労移行支援や就労継続支援)のサービスを実施する就労移行支援事業所や就労継続支援事業所は市内で増加しています。 また、各専門機関にて職業評価や職場実習先の開拓を行っています。	一般就労に向けた訓練の充実とともに、豊川公共職業安定所や愛知障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと福祉施設が連携し、就職ガイダンスの実施や職場実習先の開拓、専門的な職業評価を実施する等、就労移行に向けた準備支援の充実に努めます。	福祉課
就労を促進するための連携の推進	◎		蒲郡市障がい者支援センターが事務局となり、ハローワークをはじめ関係機関が出席し、事例検討、情報共有、連携強化を図っています。	「蒲郡市障害者自立支援協議会」の就労ワーキンググループを通じて、ハローワーク等関係機関との連携のもと、職場実習等を含む職業教育等、広い見地から具体的施策を検討します。	福祉課
就労定着支援の実施	◎	◎	—	福祉施設から一般就労への移行・定着を推進する観点から、就労定着支援事業所の確保に努めます。	福祉課
知的障害者職親委託制度の推進			障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、知的障がい者の更生に熱意ある事業経営者等への委託による、職親としての生活指導や技能習得訓練等の制度で、平成19年度以降、利用実績はありません。	必要に応じて実施します。	福祉課
更生訓練費給付事業の実施			障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、施設に入所する身体障がい者で更生訓練を受けている人に訓練費を支給する事業で、平成23年度に1件利用実績があります。	必要に応じて実施します。	福祉課
障がい者の家庭教育への支援			発達障がい児・者に関する保護者等に向けた講演会を毎年実施し、家庭でできる教育等についても周知を図っています。	講演会等を通じ、発達障がい児・者の家族や支援者に対し、家庭での教育についてはもとより、さらに様々な教育や支援方法について幅広く周知に努めます。	福祉課

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
地域若者サポートステーション事業の推進			平成 19 年度に開設した「がまごおり若者サポートステーション」において、若者の就業を支援する取り組みを実施しています。 また、関係機関の情報交換や実態把握により、困難を抱える子ども・若者を連携して支援にあたる体制を整えています。	「がまごおり若者サポートステーション」の設置を継続し、自立支援の実施を支援します。 また、平成 28 年度に開設した「子ども・若者相談窓口」で受け付けた困難事例については、若者サポートステーションをはじめとする関係機関と連絡調整し、連携して支援にあたります。	観光商工課 生涯学習課

【実施目標】

評価指標	担当課等	平成 28 年度 実績値	平成 35 年度 目標値
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	福祉課	7人	11人 (平成 32 年度中)
就労移行支援の利用者数	福祉課	28人	34人 (平成 32 年度末)
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所	福祉課	1か所	2か所 (平成 32 年度)
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	福祉課	—	80% (平成 31・32 年度)
蒲郡市障害者自立支援協議会の就労ワーキンググループ会議の開催回数	福祉課 市社協(蒲郡市障がい者支援センター)	4回	4回

【成果目標（次の施策に関する計画対象者の満足度）】

施策	平成 28 年度 実績値	平成 35 年度 目標値
雇用の拡大	24.8%	35%以上
総合的な就労支援(職場実習、職業教育・訓練)	33.7%	44%以上

(3) スポーツ・文化芸術活動

ア スポーツ活動の推進

障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するため、障がい者スポーツの一層の普及に努めます。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
スポーツ活動の推進			県主催の障がい者スポーツ大会の周知、取りまとめ、大会への同行を行っています。	スポーツ活動に参加できる機会の確保とともに、愛知県からの障がい者スポーツ大会のお知らせ等、情報提供に努めます。	市社協 福祉課

イ 文化芸術活動の推進

文化芸術活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするため、地域において気軽に文化芸術活動に親しむことができるよう、市内等の活動に関する情報提供の充実とともに、活動を支援する人材の育成に努めます。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
文化芸術活動に関する情報提供の充実	◎		広報がまごおりや公民館だより、回覧板等をはじめ、ホームページやSNS等で周知啓発を行っています。また、市及び関連機関で開催予定のイベント情報等を掲載した「生涯学習ガイドブック」、「団体・サークル紹介誌」及び「GCSL蒲郡市文化・スポーツリーダー」の充実等、様々な手法で情報提供を図っています。	文化・芸術活動に関する情報の提供を充実するとともに、公民館活動等で継続的に学べる機会、障がい者の社会参加を促すための生涯学習機会の充実に努めます。また、障がい者等が参加しやすいように講座・教室の内容や開催日時、場所に配慮して開催します。	福祉課 生涯学習課
点字図書の購入支援			市ホームページ、しあわせ事典等で周知に努めており、平成28年度の給付件数は3件となっています。	点字によって情報を得ている人に対し、点字図書の給付に努めます。	福祉課
障がい者の文化芸術活動をサポートするボランティアの育成			手話、要約、点訳、ガイドによる支援を図っています。	障がい者が様々な文化芸術活動への参加が広がるようサポートするボランティアを育成します。	福祉課 市社協

【実施目標】

評価指標	担当課等	平成 28 年度 実績値	平成 35 年度 目標値
生涯学習ガイドブック、団体・サークル紹介誌の発行回数	生涯学習課	生涯学習ガイドブック年1回、団体・サークル紹介誌年1回	生涯学習ガイドブック年2回、団体・サークル紹介誌年1回
公民館等での、生涯学習機会（講座）の開催回数		24 講座 54 回	30 講座 60 回

【成果目標（次の施策に関する計画対象者の満足度）】

施策	平成 28 年度 実績値	平成 35 年度 目標値
スポーツ・レクリエーション活動	49.4%	55%以上
生涯学習活動（公民館活動、その他文化・学習活動）	57.4%	63%以上

（４）バリアフリー・安全・安心

ア 人にやさしい街づくりの推進

障がい者が安全に安心して生活できる生活環境の整備、移動しやすい環境整備、アクセシビリティに配慮した公共施設の整備等、障がい者に配慮した、県の「人にまちづくり街づくり推進に関する条例」等に基づく施策の総合的な推進を図ります。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
人にやさしい街づくりの推進に関する条例の周知			国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」等について、窓口パンフレットを設置しています。	パンフレット、ポスター等を窓口設置し、法律等の周知に努めます。	建築住宅課 福祉課
公共施設のバリアフリー化の推進			公民館、学校、保育園、児童館等の建築物や都市公園、駅周辺施設のバリアフリー化とともに、学校等における多目的トイレの設置を進めています。	公共施設におけるエレベーター化、多目的トイレの設置、通路確保等に取り組むとともに、誰もが利用しやすい公共施設の整備を推進します。	建築住宅課 都市計画課

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
視覚障がい者用ブロック整備事業の推進			消防本部や保育園、児童館等の建築物や駅前広場、道路整備に併せて整備を進めています。	視覚障がい者ブロックを整備する事業を順次進めており、今後も整備に努めます。	建築住宅課 都市計画課 区画整理課 道路建設課
人にやさしい歩道整備事業の推進			駅前広場や道路整備に併せて歩道整備を進めています。	障がい者等にやさしい市内の移動環境を整備するため、歩道の段差切り下げ等を推進する事業を順次進めています。今後も、段差の解消に努めます。	建築住宅課 都市計画課 区画整理課 土木港湾課 道路建設課

イ 防災対策の推進

災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、適切な情報伝達や避難支援が行えるよう、平成26年3月に策定した「蒲郡市災害時要援護者支援マニュアル」や災害時要援護者台帳の活用促進を図るとともに、福祉避難所の運営体制の整備等を図ります。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
災害時要援護者支援マニュアルの活用促進			平成26年3月に「蒲郡市災害時要援護者支援マニュアル」を作成しました。	「蒲郡市災害時要援護者支援マニュアル」に基づき、実際に避難支援が行えるよう、制度の周知や、制度への登録の促進を図ります。また、防災訓練等を通じて、マニュアルの検証を行い、必要に応じた見直しを行います。	福祉課 長寿課 防災課
災害時の市民相互の安否確認と避難誘導体制の確立	◎		手あげ方式による災害時要援護者台帳の整備を実施しており、台帳に登録した人については支援者に避難誘導の協力を依頼しています。	避難行動要支援者の円滑な避難支援を行えるように、個別支援計画の作成を進め、避難支援体制の整備に努めます。また、大規模災害時には、自助、共助の力が非常に大切になるため、今後も自主防災組織等による安否確認及び避難誘導体制の確立を目指します。	福祉課 長寿課 防災課

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
福祉避難所の運営体制の整備	◎		「蒲郡市福祉避難所設置・運営マニュアル」を平成 26 年3月に策定し、平成 29 年 3月現在、17 事業所を福祉避難所に指定しています。また、福祉避難所連絡会議を定期的に行い、福祉避難所の運営体制の整備を進めています。平成 28 年度は、市民総ぐるみ防災訓練において、障がい者が参加し、福祉避難所（福祉スペース）の開設訓練を実施しました。	指定福祉避難所との連携を図り、福祉避難所連絡会議を定期的に行い協議を重ねることで、福祉避難所の運営体制の整備を進めます。また、障がい者や家族の訓練への参加を促進します。	福祉課 長寿課 防災課
家具転倒防止器具設置事業			啓発の機会を捉えて、事業の周知を実施しています。	家庭で簡易にできる地震対策として、家具固定は有効性が高いことから、今後も、家具固定の必要性や有効性も含めて周知徹底に努めます。	防災課
緊急通報装置の貸出			障がい者が家庭内で火災や病状悪化等の緊急事態が発生した場合に、消防署に通報できるようにする通報装置の貸出を行っており、平成 28 年度の給付件数は6件となっています。	市のホームページ、「しあわせ事典」等で周知に努めます。	福祉課
E メールによる緊急通報（119番）受付事業の推進			聴覚障がい者で身体障害者手帳を新規で取得される方や、蒲郡市に転入した聴覚障がい者に、制度の情報提供を行っています。	言語に障がいのある人からの 119 番通報を今後も E メールで受け付けます。	福祉課

ウ 防犯・消費者トラブル対策等の推進

警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、交通安全や犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

また、障がい者等を狙った消費者トラブルの防止を図るため、必要な情報提供や相談対応を行います。

【事業等の展開】

事業等	重点	新規	実施状況	第3次計画の方針	担当
安全教室の開催			団体等からの要請による出前講座を実施しています。	今後も要請に基づき出前講座を実施します。	交通防犯課
地域の犯罪被害の情報提供			警察署からの犯罪情報を、「安心ひろめ〜る」にて配信しています。	今後も犯罪情報等の配信を行います。	交通防犯課
消費生活相談窓口を通じた消費者トラブルに関する相談対応		◎	—	「東三河消費生活蒲郡センター」において、障がい者等を狙った契約に関するトラブル、架空請求等の消費生活全般について、消費生活相談員が相談に応じます。	東三河広域 連合 観光商工課

【実施目標】

評価指標	担当課等	平成 28 年度 実績値	平成 35 年度 目標値
災害時要援護者台帳登録者数	福祉課	60 人	70 人
福祉避難所連絡会議の開催回数	福祉課	1回	2回

【成果目標（次の施策に関する計画対象者の満足度）】

施策	平成 28 年度 実績値	平成 35 年度 目標値
人にやさしい街づくり(バリアフリーなど)	35.7%	46%以上
防災対策	39.2%	50%以上
防犯・消費者トラブル対策	44.8%	55%以上

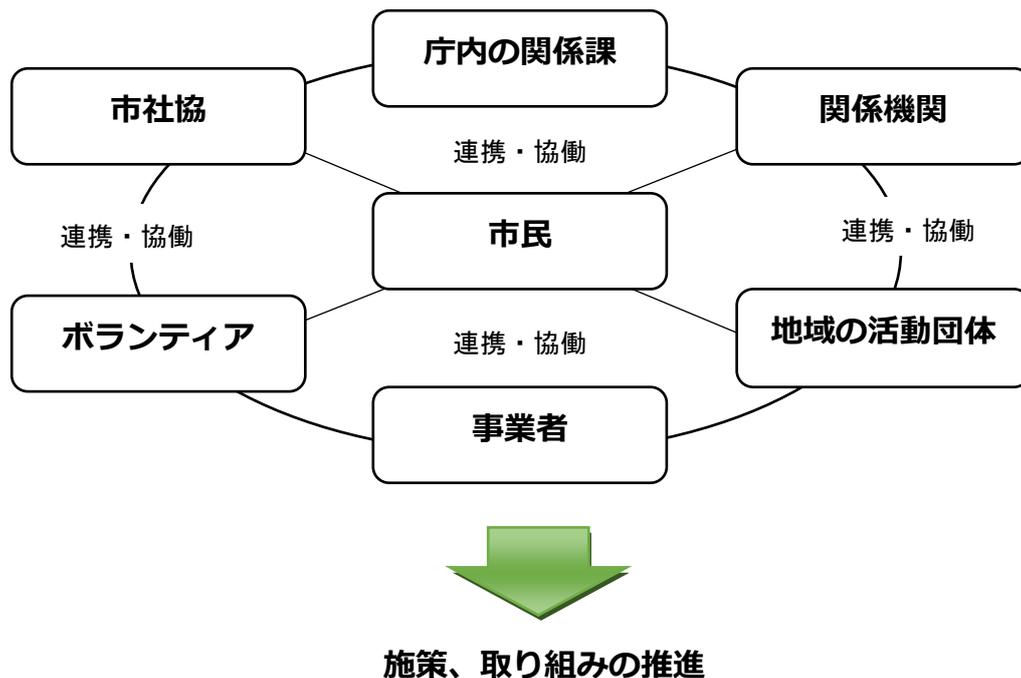
第6章 計画の実施体制と達成状況の 点検及び評価

1 計画の実施体制

本計画は、差別の解消や生活支援、発達支援・教育支援等、雇用・就業をはじめ、幅広い分野にまたがる施策を推進するものとなっています。

このため、庁内の関係課や市社協、関係機関との連携の強化を図るとともに、市民や地域の活動団体、事業者、ボランティア等地域との協働による取り組みを進めます。

図表 34 計画の実施体制



2 点検及び評価の基本的な考え方

本計画は、PDCAサイクル【Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）】を導入し、少なくとも年1回は実績を把握し、障がい者への施策や関連する施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表を行います。

3 点検及び評価

本市は、毎年度の点検及び評価にあたり、「蒲郡市障害者自立支援協議会」の運営会議をその中心組織とします。

4 点検及び評価結果の周知

「蒲郡市障害者自立支援協議会」が点検及び評価した結果については、パブリックコメント等を通じて、広く市民に周知を図ります。

図表 35 計画の達成状況の点検及び評価



【資料】

1 計画策定の経過

《次回案で設定》

2 蒲郡市障害者自立支援協議会について

《次回案で設定》

蒲郡市第3次障害者計画【素案】

平成30年 月

発行・編集	蒲郡市 市民福祉部 福祉課
住 所	〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17-1
電 話	0533-66-1106
F A X	0533-66-3130
E-MAIL	shogai@city.gamagori.lg.jp
U R L	http://www.city.gamagori.lg.jp/